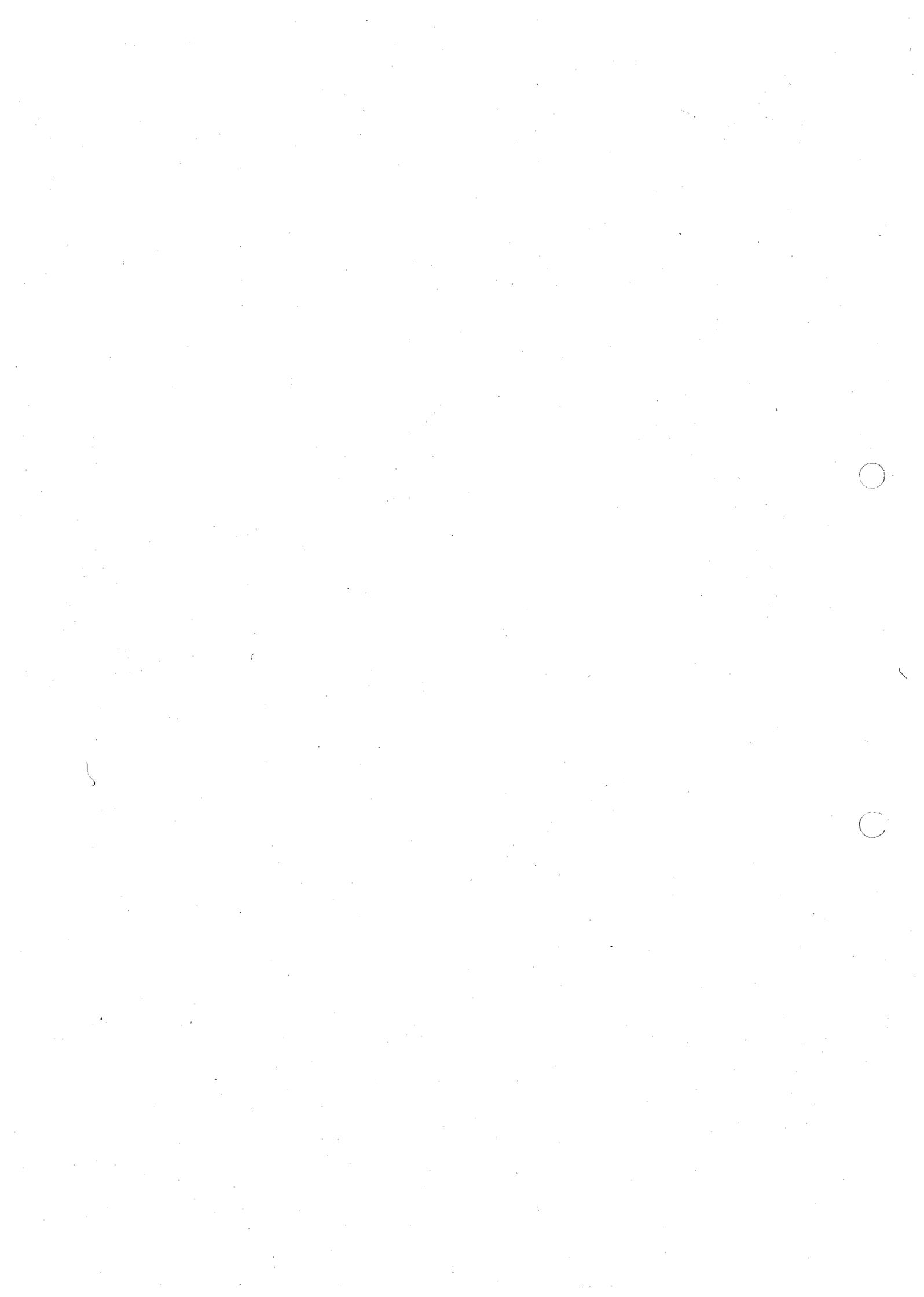


平成29年度第1回島根県人権施策推進協議会 参考資料

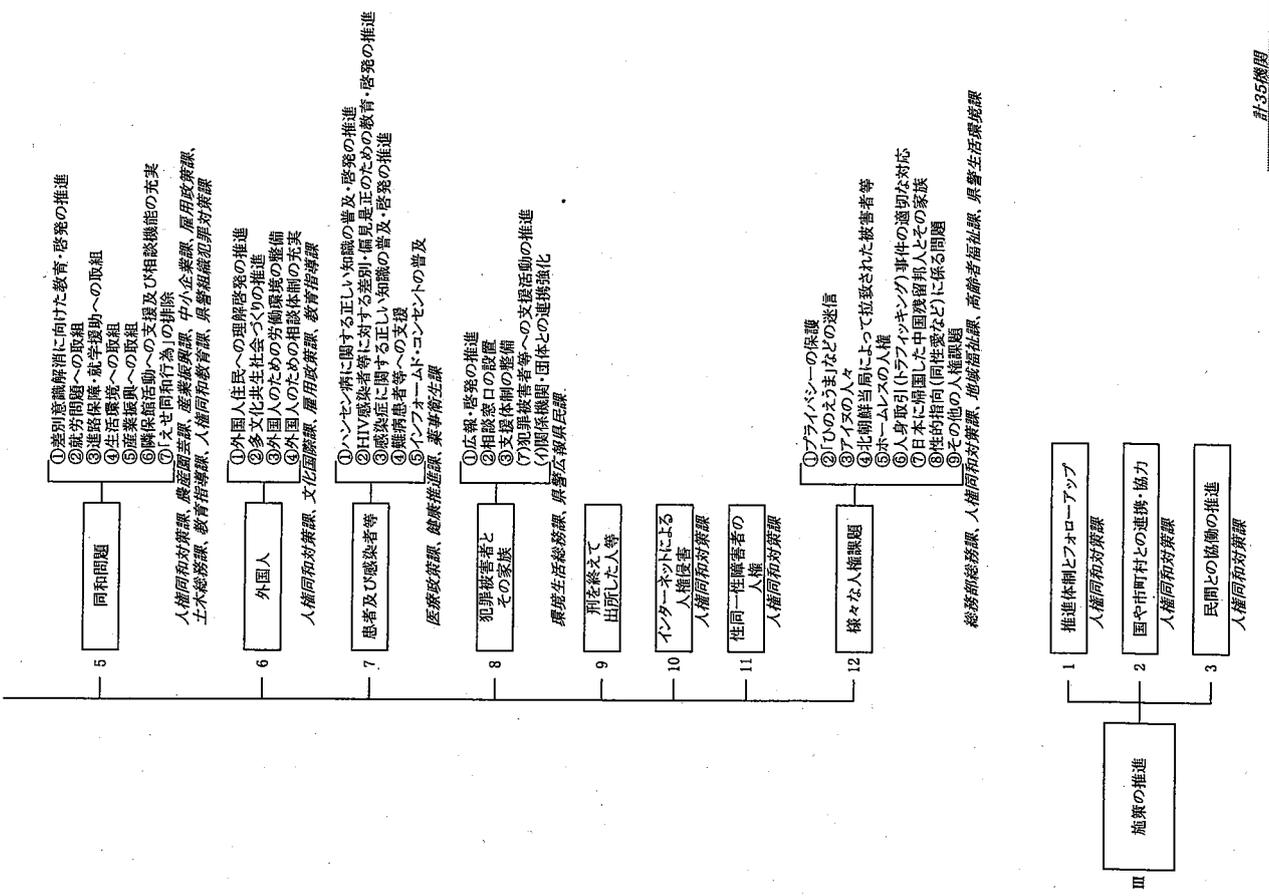
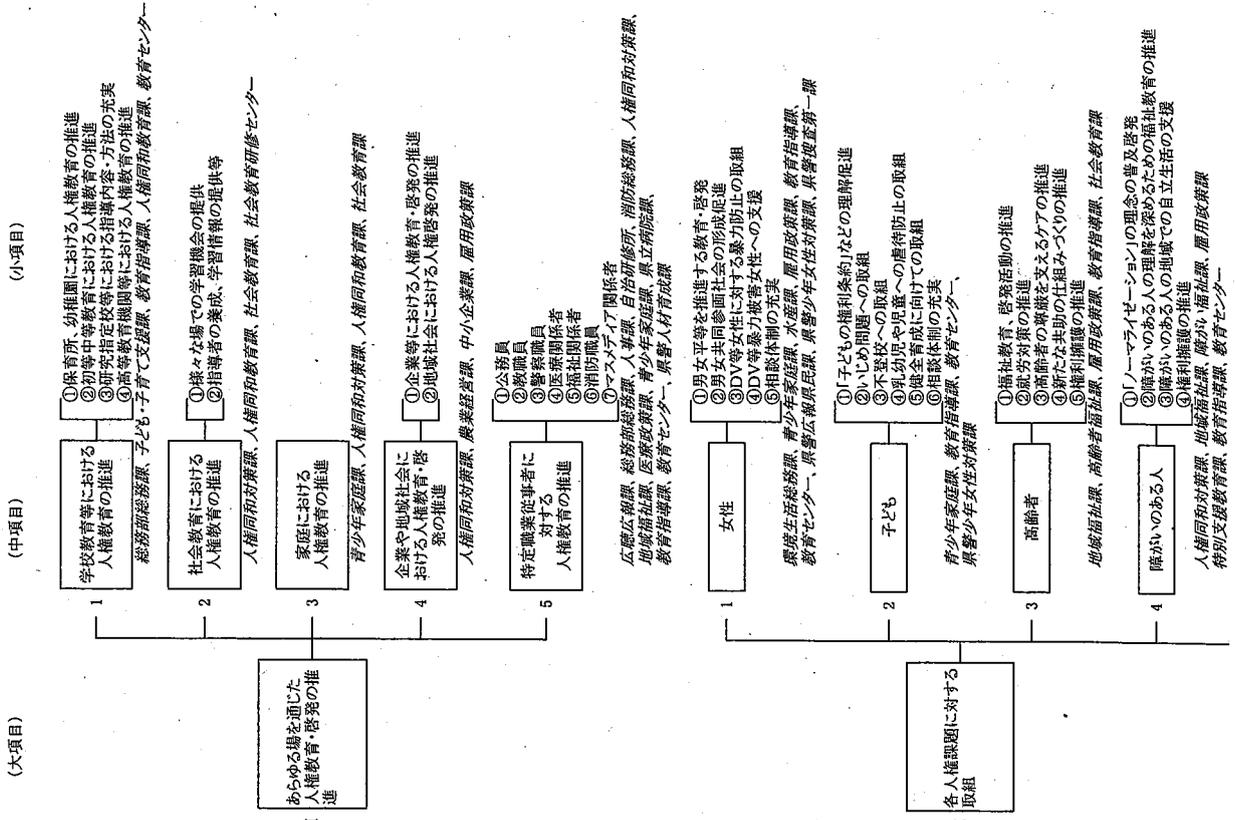
(1) 島根県人権施策推進基本方針の施策体系及び事業実施機関（平成28）	1
(2) 人権施策推進基本方針の改定の経緯	2
(3) 主な人権に関する法律の制定状況（平成20年11月以降）	3
(4) 各都道府県の人権施策基本方針の策定状況	10
(5) 「災害と人権」に係る本県、他県の取扱（掲載）状況	15
(6) 性的少数者に係る人権課題概要	17
(7) 審議会等への女性の参画率	18
(8) 平成28年度女性相談実施状況	21
(9) 児童相談の状況	23
(10) 平成28年度児童生徒の問題行動等調査結果	27
(11) 高齢者虐待の状況	32
(12) 障がいのある人の状況	35
(13) 外国人住民の推移	36
(14) 各相談機関の相談件数	38
(15) 人権侵犯事件の状況（法務省）	39

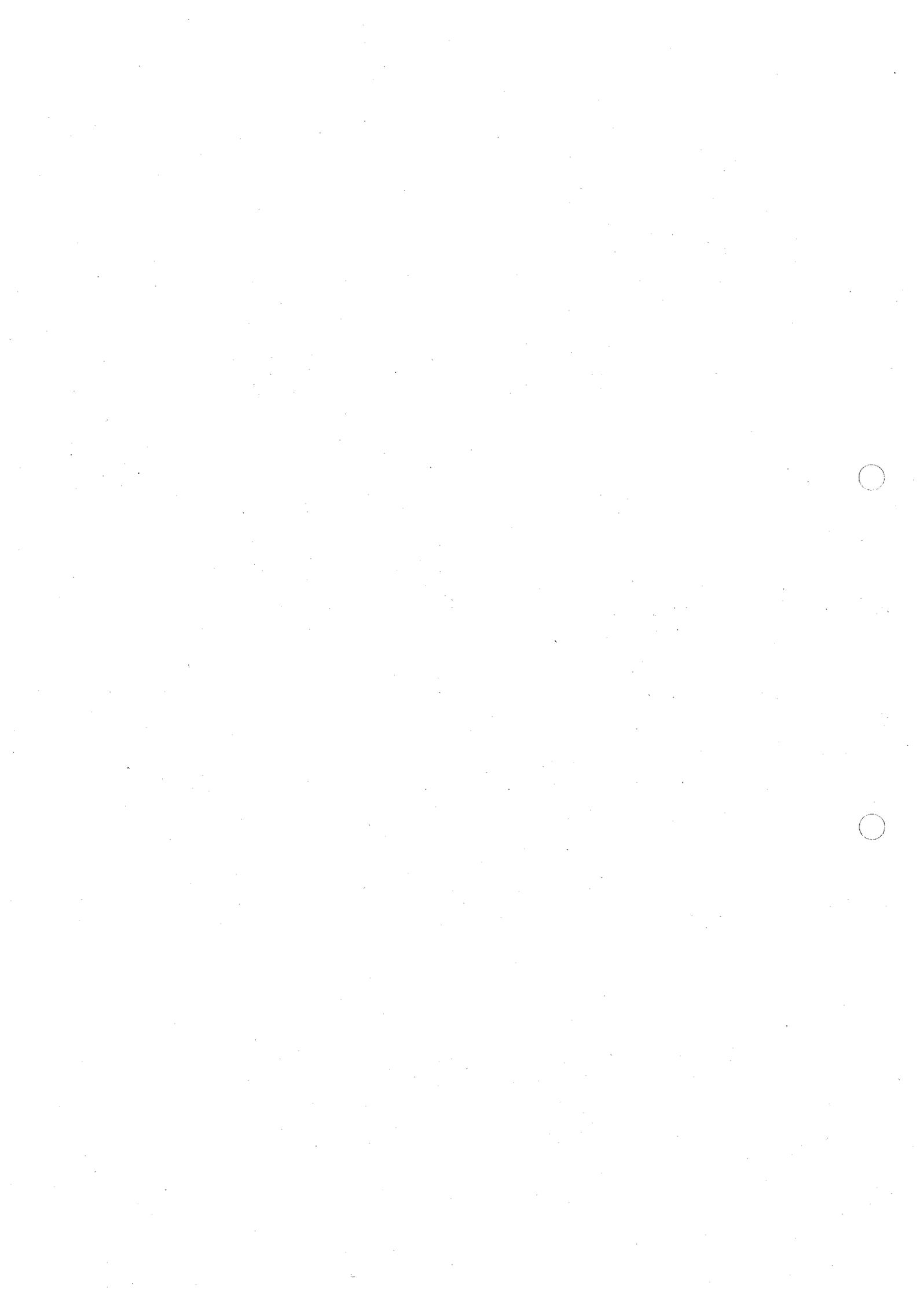
平成29年12月18日

人権同和対策課



島根県人権施策推進基本方針の施策体系 及び事業実施機関(H28)





【人権施策推進基本方針の改定経緯】

平成12年9月策定	平成20年10月第一次改定	平成31年3月第二次改定(案)
第1章総論	第1章総論	第1章総論
I 基本方針策定の趣旨	I 基本方針改定の趣旨	I 基本方針改定の趣旨
II 基本方針策定の背景	II 基本方針策定の背景	II 基本方針策定の背景
1. 国際的な潮流	1. 国際的な潮流	1. 国際的な潮流
2. 国の取組	2. 国の取組	2. 国の取組
3. 本県の取組	3. 本県の取組	3. 本県の取組
III 基本理念	III 基本理念	III 基本理念
1. 基本的な考え	1. 基本的な考え	1. 基本的な考え
2. 基本方針の性格	2. 基本方針の性格	2. 基本方針の性格
第2章各論	第2章各論	第2章各論
I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
1. 学校教育等における人権教育の推進	1. 学校教育等における人権教育の推進	1. 学校教育等における人権教育の推進
2. 社会教育における人権教育の推進	2. 社会教育における人権教育の推進	2. 社会教育における人権教育の推進
3. 家庭における人権教育・啓発の推進	3. 家庭における人権教育・啓発の推進	3. 家庭における人権教育・啓発の推進
4. 企業その他一般社会における人権教育・啓発の推進	4. 企業や地域社会における人権教育・啓発の推進	4. 企業や地域社会における人権教育・啓発の推進
5. 特定職業従事者に対する人権教育の推進	5. 特定職業従事者に対する人権教育の推進	5. 特定職業従事者に対する人権教育の推進
II 重要課題への対応	II 各人権課題に対する取組	II 各人権課題に対する取組
1. 女性	1. 女性	1. 女性
2. 子ども	2. 子ども	2. 子ども
3. 高齢者	3. 高齢者	3. 高齢者
4. 障害者	4. 障害のある人	4. 障がいのある人
5. 同和問題	5. 同和問題	5. 同和問題
6. 外国人	6. 外国人	6. 外国人
7. 患者及び感染者等	7. 患者及び感染者等	7. 患者及び感染者等
8. 犯罪被害者	8. 犯罪被害者とその家族	8. 犯罪被害者とその家族
9. アイヌの人々	9. 刑を終えて出所した人等	9. 刑を終えて出所した人等
10. 刑を終えて出所した人等	10. インターネットによる人権侵害	10. インターネットによる人権侵害
I その他の人権課題 (プライバシーの保護・「ひのえうま」などの迷信)	11. 性同一性障害者の人権	11. 性的少数者の人権
	12. 様々な人権課題	12. 様々な人権課題
	(1) プライバシーの保護	(1) プライバシーの保護
	(2) 「ひのえうま」などの迷信	(2) 「ひのえうま」などの迷信
	(3) アイヌの人々	(3) アイヌの人々
	(4) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等	(4) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等
	(5) ホームレスの人権	(5) ホームレスの人権
	(6) 人身取引(トラフィッキング)事件の適切な対応	(6) 人身取引(トラフィッキング)事件の適切な対応
	(7) 日本に帰国した中国残留邦人とその家族	(7) 日本に帰国した中国残留邦人とその家族
	(8) 性的指向に係る問題	(8) 災害時の配慮
III 施策の推進	III 施策の推進	III 施策の推進
1. 推進体制とフォローアップ	1. 推進体制とフォローアップ	1. 推進体制とフォローアップ
2. 人権啓発推進センターの設置	2. 国や市町村との連携・協力	2. 国や市町村との連携・協力
3. 地域別の人権啓発推進組織について	3. 民間との協働の推進	3. 民間との協働の推進
4. 関係機関等との連携		

主な人権に関する法律の制定状況（平成20年11月以降）		概要	概要
各人権課題	法律	施行年月日	概要
1. 女性	○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（「女性活躍推進法」）	平成28年 4月	女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会を実現するため次の事項を実施 (1)国は基本方針、県は推進計画を策定 (2)事業主行動計画の策定等 (3)女性の活躍を推進するための支援措置を実施
2. 子ども	○いじめ防止対策推進法	平成25年 9月	児童生徒に対するいじめを防止するため次の事項を実施 (1)国、地方公共団体及び学校は防止対策の方針、施策を策定 (2)いじめ対策のための教職員、関係者で構成される組織を設置 (3)重大事態に対処するために学校、地方公共団体等の調査の実施
	○子どもの貧困対策の推進に関する法律	平成26年 1月	子どもが健やかに育成される環境の整備、教育の機会均等を図り子どもへの貧困対策を総合的に推進するため次の事項を実施 (1)国は大綱、県は計画を策定 (2)国及び地方公共団体は教育の支援、経済的な支援等を実施 (3)国に子どもの貧困対策を推進するために貧困対策会議を設置
4. 障がいのある人	○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（「障害者虐待防止法」）	平成24年10月	障害者への虐待を防止するために次の事項を実施 (1)国及び地方公共団体は虐待防止のための支援体制整備に努めるとともに、広報、啓発を実施 (2)「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者の市町村等への通報を義務付け (3)虐待の対応窓口となる「市町村障害者虐待防止センター」、 「都道府県障害者権利擁護センター」機能を地方公共団体に持たせる。
	○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」）	平成28年 4月	障害を理由とする差別を禁止し、社会的障壁の除去のための合理的な配慮を提供するため次の事項を実施 (1)国、地方公共団体等が基本方針、対応要領等を策定 (2)主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告 (3)差別を解消するための支援措置（相談体制の整備、障害者差別解消支援地域協議会の設置、普及啓発活動等）
5. 同和問題	○部落差別の解消の推進に関する法律（「部落差別解消推進法」）	平成28年12月	部落差別を解消するために主な施策として次の事項を実施 (1)国、地方公共団体は相談体制の充実を図る。 (2)国、地方公共団体は解消のための教育、啓発を実施 (3)国は地方公共団体の協力を得て差別の実態調査を実施
6. 外国人	○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（「ヘイトスピーチ解消法」）	平成28年 6月	ヘイトスピーチを解消するために主な施策として次の事項を実施 (1)国、地方公共団体は相談体制の整備を図る。 (2)国、地方公共団体は解消のための教育活動を実施 (3)国、地方公共団体は解消のための啓発活動を実施

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。
(労働者が300人以下の民間事業主については努力義務)
 - 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
【参考】状況把握する事項： ①女性採用比率 ②勤続年数男女差
③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
 - 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等(取組実施・目標達成は努力義務)
 - 女性の活躍に関する情報の公表
(省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表)
- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする(任意)。

その他

- 原則、公布日施行(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。
- 10年間の時限立法。

いじめ防止対策推進法（概要）

一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

五 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

（一から五までのいずれも、公布日から起算して三月を経過した日から施行）

子どもの貧困対策の推進に関する法律について

(平成25年法律第64号)

現状・背景

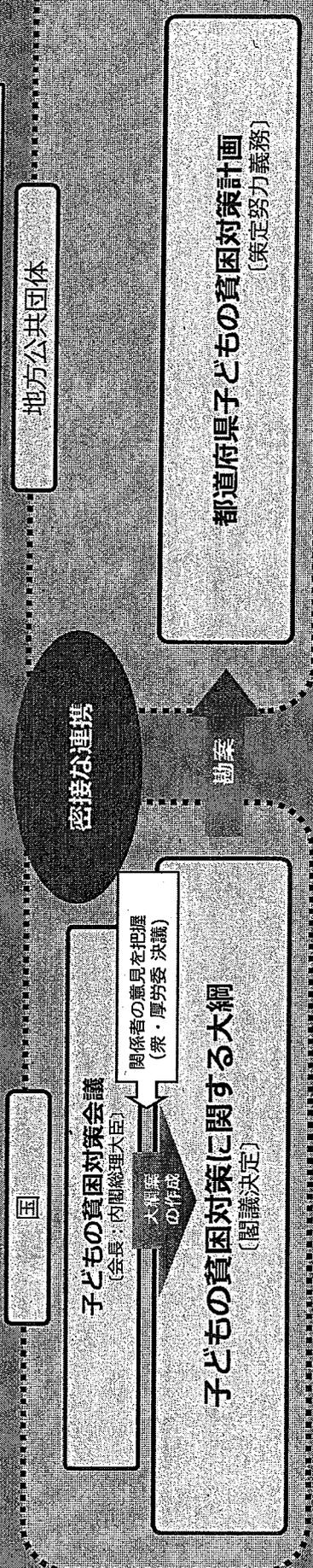
- 子どもの貧困率
18歳未満の子どもで15.7% (2010年OECD加盟34カ国中25位)
(2009年厚労省データ) (OECD(2014)データ) ※日本の数値は2009年
- ひとり親世帯での貧困率50.8% (2010年OECD加盟34カ国中33位)
(2009年厚労省データ) (OECD(2014)データ) ※日本の数値は2009年
- 生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率89.9% (全体98.4%)
(2013年厚労省/文科省データ)
- 世代を超えた「貧困の連鎖」

目的・基本理念

この法律は、貧困の状況にある子どもが健やかに育ち、成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

- 子どもの貧困対策は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として推進されなければならない。
- 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行われなければならない。

子どもの貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくり



基本的な方針

大綱に掲げる事項

子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

教育支援 生活支援 保護者への就労支援 経済的支援 調査研究

子どもの貧困状況及び貧困対策の実施状況を毎年公表

参考

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

目的

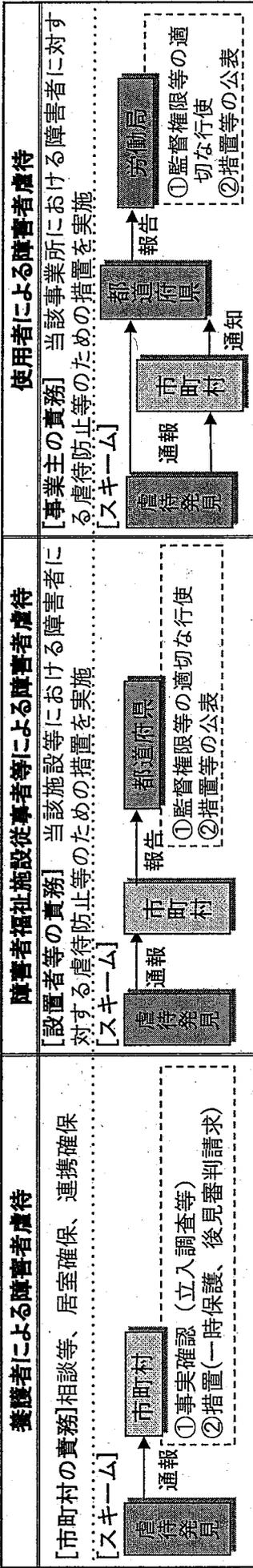
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 3 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」「市町村障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項 障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項 社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項 国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--

具体化

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止



合理的配慮の提供



具体的な対応

(1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）

(2) 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）
事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

実効性の確保

- 主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

部落差別の解消の推進に関する法律(全6条)

1. 基本理念 (第2条)

部落差別の解消に関する施策は次の事項を旨として実施。

- (1) 全ての国民が個人として尊重される。
- (2) 部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深める。
- (3) 部落差別のない社会の実現。

2. 国及び地方公共団体の責務 (第3条)

- (1) 国は部落差別に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体に情報の提供、指導及び助言を行う。
- (2) 地方公共団体は国との役割分担、連携のもと地域の実情に応じた施策を講ずる。

3. 相談体制の充実 (第4条)

国及び地方公共団体は相談体制の充実を図る。

4. 教育及び啓発 (第5条)

国及び地方公共団体は部落差別解消のための教育、啓発を実施。

5. 部落差別の実態に係る調査 (第6条)

国は地方公共団体の協力を得て差別の実態調査を実施。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(全7条)

1. 基本理念 (第3条)

国民は本邦外出身者に対する不当な差別的発言の解消の必要性を理解し、差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

2. 国及び地方公共団体の責務 (第4条)

- (1) 国は本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた施策を実施するとともに、地方公共団体に助言等を行う。
- (2) 地方公共団体は国との役割分担のもと地域の実情に応じた施策を講ずる。

3. 基本的施策

(1) 相談体制の整備 (第5条)

国及び地方公共団体は相談体制の整備を図る。

(2) 教育の充実等 (第6条)

国及び地方公共団体は不当な差別的言動を解消するための教育活動等を実施。

(3) 啓発活動等 (第7条)

国及び地方公共団体は不当な差別的言動の解消の必要性を周知、広報する。

各都道府県の人権施策基本方針の策定状況等について

1. 人権施策基本方針の策定状況

- (1) 策定都道府県数：39都道府県
- (2) 未策定都道府県数：8県（青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・山梨・沖縄）

2. 人権施策基本方針の構成

- (1) 人権課題を「個別課題」と「その他の課題」とに分類
- (2) 「個別課題」は重点的に取り組む問題として位置付け
- (3) 国が主な人権課題とする事項を中心に、各都道府県で独自の人権課題を追加掲載

例) 独自の人権課題
熊本・新潟（水俣病）、滋賀（ヘイトスピーチ）、京都・和歌山（自死）etc

3. 個別問題の掲載状況

- (1) 平成27年1月以降に改定した都道府県は18都府県
- (2) 内新たな「個別課題」として掲載された主ものは
「災害と人権」（7都県）、「性的少数者」（3都県）、「自死」（2府県）

《各個別課題の掲載状況》

個別課題（重点課題）	都道府県数 （島根県含む）	島根県 （再掲）	国
1 女性	39	○	○
2 子ども	39	○	○
3 高齢者	39	○	○
4 障がい者	39	○	○
5 同和問題	38	○	○
6 アイヌの人々	7	※	○
7 外国人	39	○	○
8 HIV、ハンセン病等	39	○	○
9 刑を終えて出所した人	12	○	○
10 犯罪被害者等	35	○	○
11 インターネット	34	○	○
12 拉致被害者	12	※	○
13 ホームレス	7	※	○
14 性的少数者	12	○	○
15 人身取引	0	※	○
16 災害と人権	11		○
17 ハラスメント	2		
18 個人情報保護	4		
19 自死	2		

上記表中「島根県（再掲）」の「※」は、「様々な人権課題」として掲載

人権施策の推進に係る基本方針等の策定状況について

(H29.10.1現在)

都道府県名	人権施策の推進に係る基本方針等の名称	策定期期	これまでの改定期期
1	北海道 北海道人権施策推進基本方針	平成15年3月	
2	青森県 未策定		
3	岩手県 未策定		
4	宮城県 未策定		
5	秋田県 未策定		
6	山形県 未策定		
7	福島県 未策定		
8	茨城県 茨城県人権施策推進基本計画	平成16年2月	
9	栃木県 栃木県人権施策推進基本計画	平成18年3月	平成23年3月、平成28年3月
10	群馬県 人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画	平成17年3月	
11	埼玉県 埼玉県人権施策推進指針	平成14年3月	平成24年3月
12	千葉県 千葉県人権施策基本指針	平成16年2月	平成27年2月
13	東京都 東京都人権施策推進指針	平成12年11月	平成27年8月
14	神奈川県 かながわ人権施策推進指針	平成15年6月	平成25年3月
15	新潟県 新潟県人権教育・啓発推進基本指針	平成16年4月	
16	富山県 富山県人権教育・啓発に関する基本計画	平成19年3月	
17	石川県 石川県人権教育・啓発行動計画	平成17年3月	平成27年3月
18	福井県 福井県人権施策基本方針	平成18年1月	平成25年7月、平成27年7月
19	山梨県 未策定		
20	長野県 長野県人権政策推進基本方針	平成22年2月	
21	岐阜県 岐阜県人権施策推進指針	平成15年3月	平成20年3月、平成25年3月
22	静岡県 静岡県人権施策推進計画	平成17年3月	平成23年3月、平成28年3月
23	愛知県 人権教育、啓発に関する愛知県行動計画	平成13年2月	平成26年3月
24	三重県 三重県人権施策基本方針	平成11年3月	平成18年3月、平成27年12月
25	滋賀県 滋賀県人権施策基本方針 滋賀県人権施策推進計画	平成15年3月 平成23年3月	平成28年3月
26	京都府 新京都府人権教育・啓発推進計画	平成17年1月	平成28年1月
27	大阪府 大阪府人権施策推進基本方針	平成13年3月	
28	兵庫県 兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針	平成13年10月	平成28年3月
29	奈良県 奈良県人権施策に関する基本計画	平成16年3月	
30	和歌山県 和歌山県人権施策基本方針	平成16年8月	平成22年2月、平成27年2月
31	鳥取県 鳥取県人権施策基本方針	平成9年4月	平成16年3月、平成22年11月、平成28年9月
32	島根県 島根県人権施策推進基本方針	平成12年9月	平成20年10月
33	岡山県 第3次岡山県人権政策推進指針	平成23年3月	平成13年5月、平成18年2月、平成28年3月
34	広島県 広島県人権教育・啓発指針 広島県人権啓発推進プラン	平成14年5月 平成14年11月	平成18年3月、平成23年1月
35	山口県 山口県人権推進指針	平成14年3月	平成19年6月、平成24年3月
36	徳島県 徳島県人権教育・啓発に関する基本計画	平成16年12月	
37	香川県 香川県人権教育・啓発に関する基本計画	平成15年12月	平成25年12月
38	愛媛県 愛媛県人権施策推進基本方針	平成16年12月	平成22年1月、平成27年3月
39	高知県 高知県人権施策基本方針	平成12年3月	平成26年3月
40	福岡県 福岡県人権教育・啓発基本指針 福岡県人権教育・啓発基本指針に基づく実施計画(平成28年度)	平成15年6月 平成28年7月	平成16年度から毎年度作成(当該年度)
41	佐賀県 佐賀県人権教育・啓発基本方針	平成11年3月	平成18年10月
42	長崎県 長崎県人権教育・啓発基本計画	平成18年3月	平成24年2月、平成29年3月
43	熊本県 熊本県人権教育・啓発基本計画	平成16年3月	平成20年3月、平成24年3月、平成28年1月
44	大分県 大分県人権尊重施策基本方針	平成22年8月	平成17年1月、平成27年3月
45	宮崎県 宮崎県人権教育・啓発推進方針	平成17年1月	平成26年12月
46	鹿児島県 鹿児島県人権教育・啓発基本計画	平成16年12月	平成23年9月
47	沖縄県 未策定		
合計	策定済：39都道府県、未策定：8県		

「災害と人権」の取扱状況について

1. 本県の各計画における取扱状況（関係部分抜粋）

(1) 島根県国土強靱化計画（平成28年3月策定）

○国土強靱化に取り組むにあたっての基本的な指針

⇒「女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分に配慮して施策を講じる」

○情報発信（地域における要配慮者対策）

⇒「外国人住民に多言語等（やさしい日本語）による防災情報提供及び災害情報伝達をするため、情報発信体制を整備する」

(2) 島根県地域防災計画（平成29年10月策定）

○指定避難所の指定及び整備

⇒「主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。」

○県民への的確な情報伝達体制の整備

⇒「広報の実施に当たって、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施できる体制を整備しておく。」

2. 他県の人権施策基本方針等における記載状況

■千葉県（平成27年2月改定）～ 項目名：災害時の配慮 ～

1. 現状と課題

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災では、避難所においてプライバシーが守られないことに加え、高齢者、障害のある人、子ども、外国人等の災害時要配慮者及び女性に対する十分な配慮が行き届かないことなどが問題となりました。

避難所や仮設住宅などの避難先では、長期化する避難生活のストレスに起因する暴力や虐待などの人権侵害問題が発生しています。

また、福島第一原子力発電所の事故に起因する放射線被ばくに関しても、偏見や根拠のない思い込みにより避難者に対し、いじめや差別など人権侵害問題が生じています。

2. 施策の方向性

要配慮者等の視点に立った対策を推進し、災害時にも要配慮者等の人権が尊重される社会を目指します。

(1) 広報・啓発の推進

公助はもとより自助・共助の取組を一層促進するため、県民や事業者、県・市町村などの役割や取り組み事項を明らかにすることにより防災意識の高揚を図ります。

また、放射線に関する知識・情報の不足が差別等に繋がらないよう、ホームページや相談窓口等を通じて正確な情報の提供に努めます。

(2) 教育・学習の充実

被災した児童・生徒を受け入れる学校において、当該児童・生徒に対する心のケアや、当該児童・生徒を温かく迎えるための指導上の工夫、保護者・地域住民等に対する説明などを適切に行います。

また、いじめなどの問題が生じないよう、当該児童・生徒の学校生活への適応が図られるよう必要な指導を行います。

(3) 要配慮者や男女共同参画の視点の防災計画等への反映

大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じます。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布など様々な場面で女性への配慮の必要性が改めて認識されたことから、被災時における男女のニーズの違い等を踏まえ、男女共同参画の視点に配慮した災害対策を推進します。

■滋賀県(平成28年3月改定)～ 項目名: 災害発生時の人権問題 ～

1. 現状と課題

大規模な災害は、多くの命を危険にさらし、人々の暮らしを奪い、理不尽な苦しみを強いるものです。平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災および原子力発電所の事故によって、避難生活を強いられた高齢者、障害者、女性、乳幼児等に対する配慮が欠けていたことが問題になりました。

また、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的言動等も発生しました。こうした災害時においては、被災者の人権尊重の視点に立った対応・配慮などを行うことが一層必要です。

2. 具体的施策

(1) 要配慮者の避難支援体制の強化

災害時における高齢者・障害者・医療等を必要とする在宅療養者・外国人等の要配慮者には、情報伝達、避難誘導、介護支援等のきめ細やかな配慮が必要です。

避難行動要支援者名簿の整備、個別計画の策定および福祉避難所の指定等、市町が要配慮者の避難支援に迅速・的確に対応できるよう支援に努めます。

(2) 広報・啓発の推進

避難勧告等の情報を要配慮者が的確に受け取れるよう地上デジタル放送、インターネット等を活用した情報発信の充実に努めます。

さらに、多言語版の啓発資料の作成配布、防災教育、防災訓練等を通じて37防災知識の普及や防災意識の高揚に努めます。

3. 総合的・計画的な関連施策の推進

「滋賀県地域防災計画」に基づき、市町や地域住民・自主防災組織等との連携を図りながら、要配慮者等の視点に立った対策を推進し、災害時にもすべての人の人権が尊重される社会をめざします。

性的少数者について

1. 性的少数者とは

◇「男性」「女性」という二つのパターンに当てはまらない人々を「性的少数者」又は「LGBT」などといった言葉で表します。民間調査では13人に1人が性的少数者といわれています。

【LGBT】

代表的な性的少数者の頭文字をとって作られた言葉です。

- ☆ Lesbian (レズビアン / 女性同性愛)
- ☆ Gay (ゲイ / 男性同性愛)
- ☆ Bisexual (バイセクシュアル / 両性愛)
- ☆ Transgender (トランスジェンダー / 性同一性障害など身体の性と心の性が不一致)

◇ 性を理解するためには3つの要素（性の3要素）の組み合わせで考えるのが一般的です。

- ① 身体の性 ⇒ 生物学的な性
- ② 性自認（心の性） ⇒ 自分の性別をどう認識しているかを表す性
- ③ 性的指向（恋愛対象） ⇒ どの性別を恋愛の対象とするか

Lesbian (レズビアン)		
区分	男	女
①身体		○
②心		○
③恋愛対象		○
「身体の性」は女性、「心の性」も女性 「恋愛対象」は女性です。		

Gay (ゲイ)		
区分	男	女
①身体	○	
②心	○	
③恋愛対象	○	
「身体の性」は男性、「心の性」も男性 「恋愛対象」は男性です。		

Bisexual (バイセクシュアル)		
区分	男	女
①身体		○
②心		○
③恋愛対象	○	○
例えば「身体の性」が女性なら、 「心の性」も女性、 「恋愛対象」は男性・女性両方です。		

Transgender (トランスジェンダー)		
区分	男	女
①身体	○	
②心		○
③恋愛対象	○	○
例えば「身体の性」が男性なら、「心の性」は女性、「恋愛対象」は男性・女性 両方又は女性又は男性		

違和感がある。

2. 性的少数者が直面している主な課題

(1) 児童・生徒

- ①いじめや暴力を受ける。
- ②自殺念慮の割合が高い（トランスジェンダー⇒約6割 / 中学生が第1のピーク）
- ③相談体制が不十分
- ④教職員が性の多様性を知る機会が少なく、子ども達への情報提供が不足 など

《参考》「性同一性障害等に係る児童生徒に対する対応等について(H27 文科省課長通知)」

- 支援体制の構築（サポートチームで支援）
- 学校生活の各場面での支援を充実（例）自認する服装の着用許可・多目的トイレの使用許可
- 教職員の研修体制の充実 など

(2) 社会人

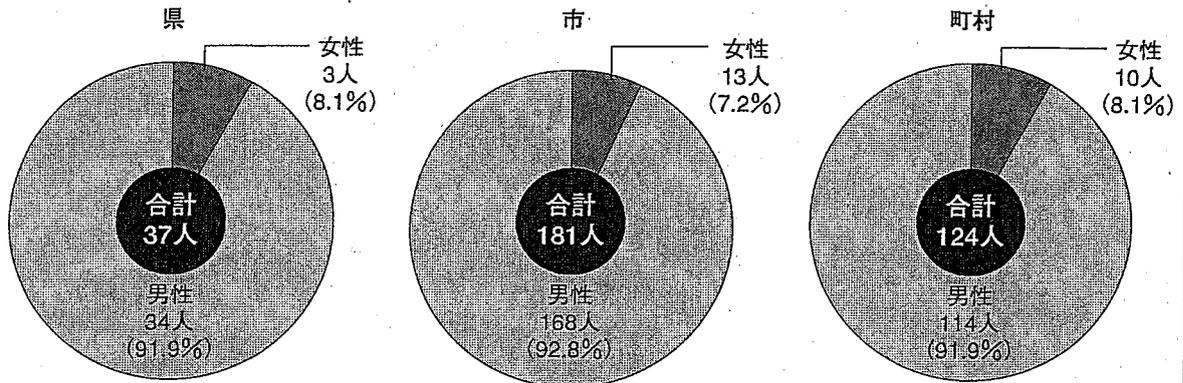
- ①人間関係・ハラスメント
- ②制度・福利厚生（配偶者に対する福利厚生制度、税制優遇措置、相続権など制度的な支援がない）
- ③設備などの男女分け（服装、トイレ）
- ④求職時（性的少数者が安心して働ける職場の情報がない、面接官等の差別的な対応） など

政策・方針決定過程への男女共同参画の状況

(1) 県・市町村における状況

図4 地方議会における女性の議員の割合

平成28年4月1日現在で、市議会の女性議員の割合は7.2%であり、前年度(7.2%)から横ばいです。町村議会の女性議員の割合も8.1%であり、同じく前年度から横ばいです。また、県議会には3名の女性議員が選出されています。



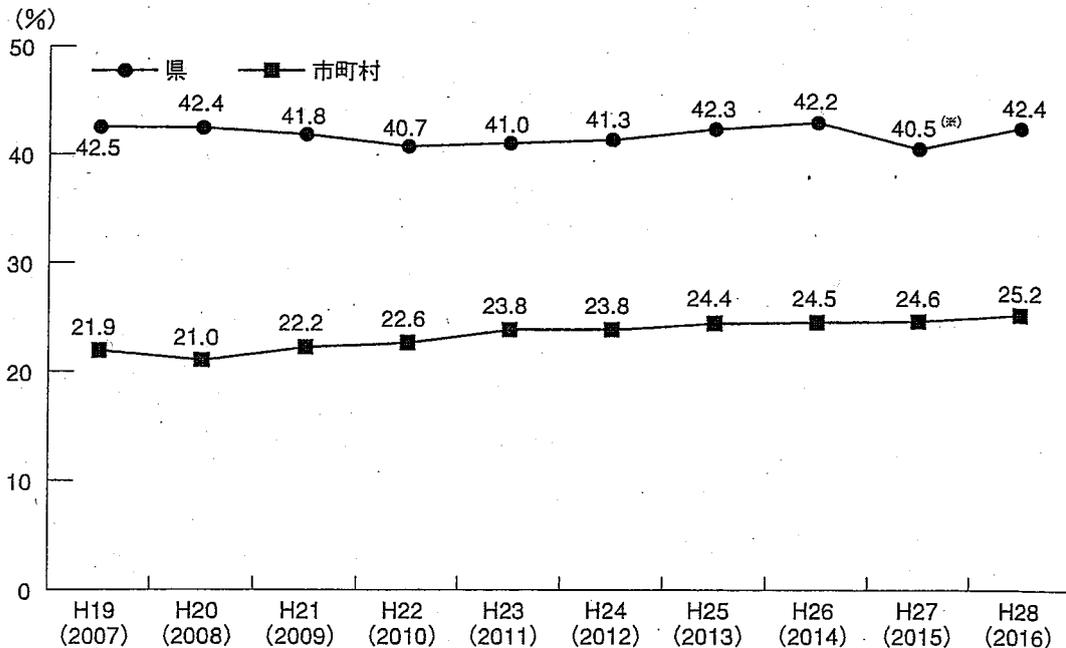
(島根県環境生活総務課調査)

図5 審議会等における女性の委員の割合

○県 (目標の対象である審議会等の登用率)

□市町村 (地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の登用率)

審議会等の女性の参画率は、県では42.4%(平成28年4月現在)と、平成18年度以降40%を上回っています。一方、市町村では25.2%(平成28年4月現在)と、平成21年度以降、微増傾向となっています。



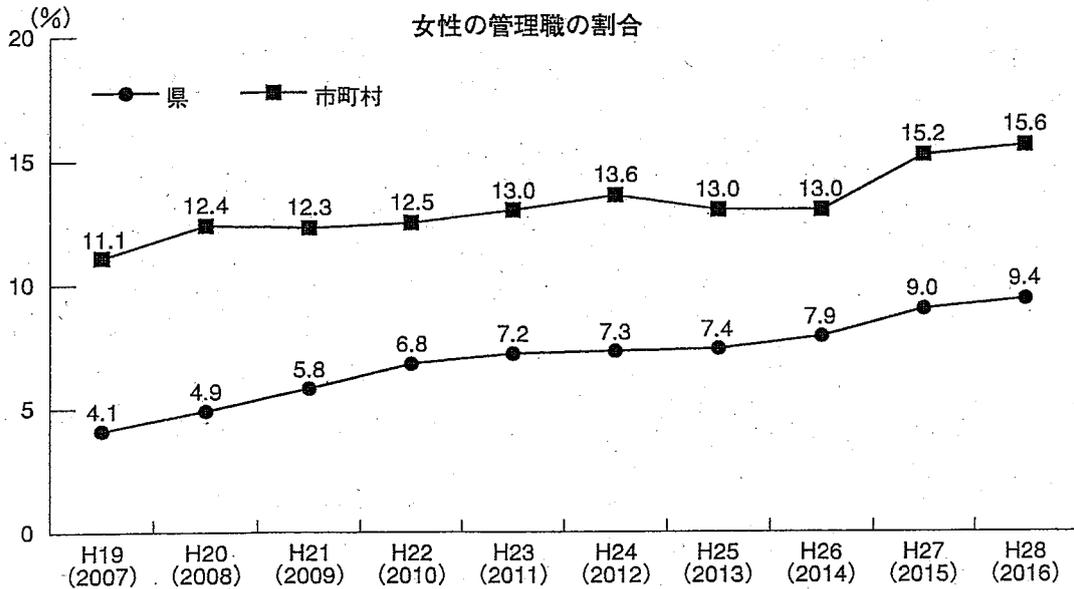
※県の数値は、平成23年度から平成25年度まで、3月31日現在で調査

※第3次男女共同参画計画策定にあたって、調査対象とする審議会等の範囲を拡大させた。(島根県環境生活総務課調査)

図6 県内公務員の女性の管理職の割合

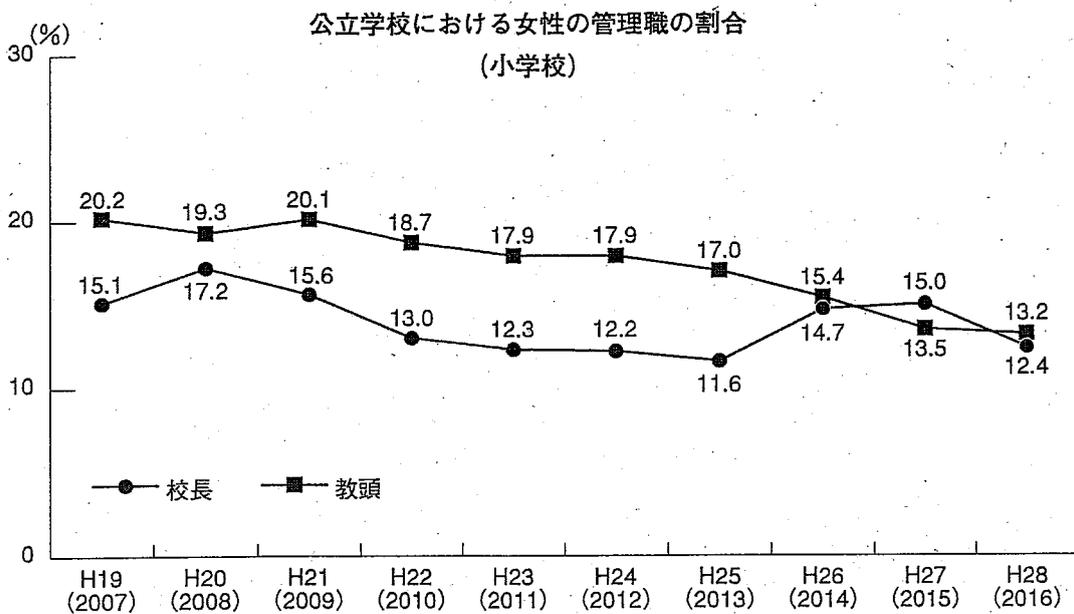
- 県職員における女性の管理職の割合
- 市町村職員における女性の管理職の割合
- 公立学校教職員における女性の管理職の割合

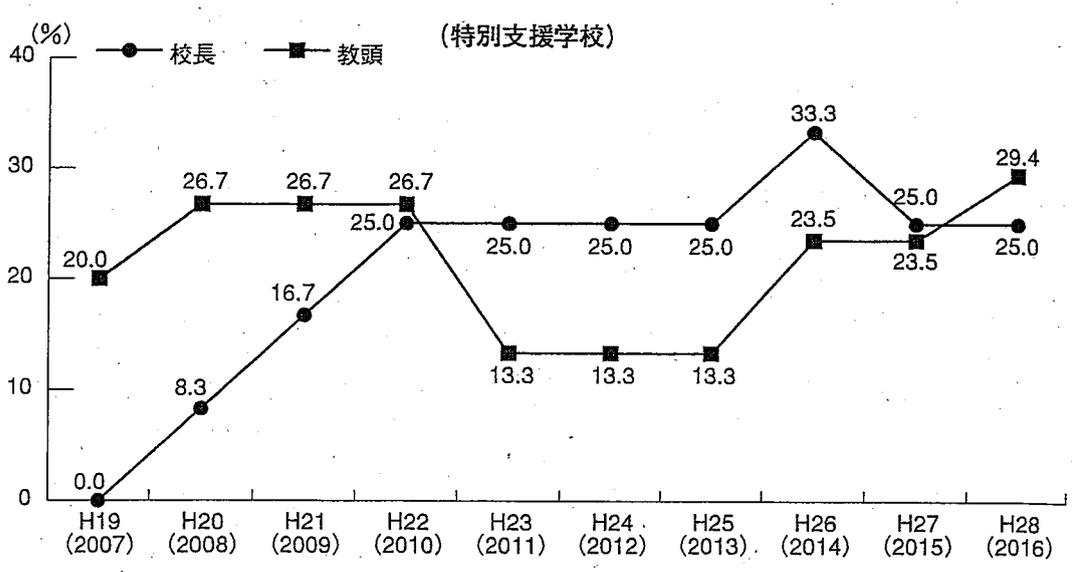
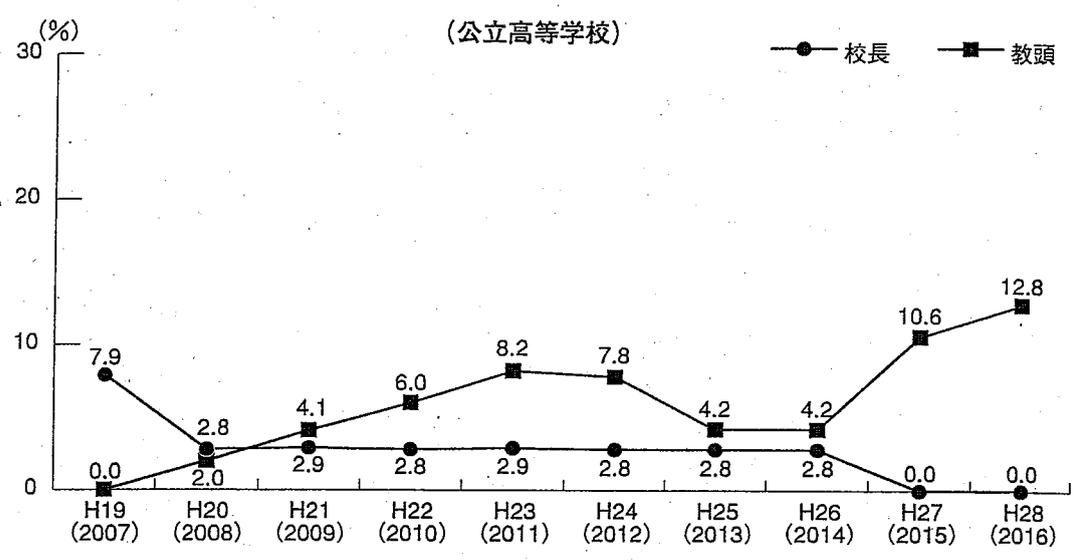
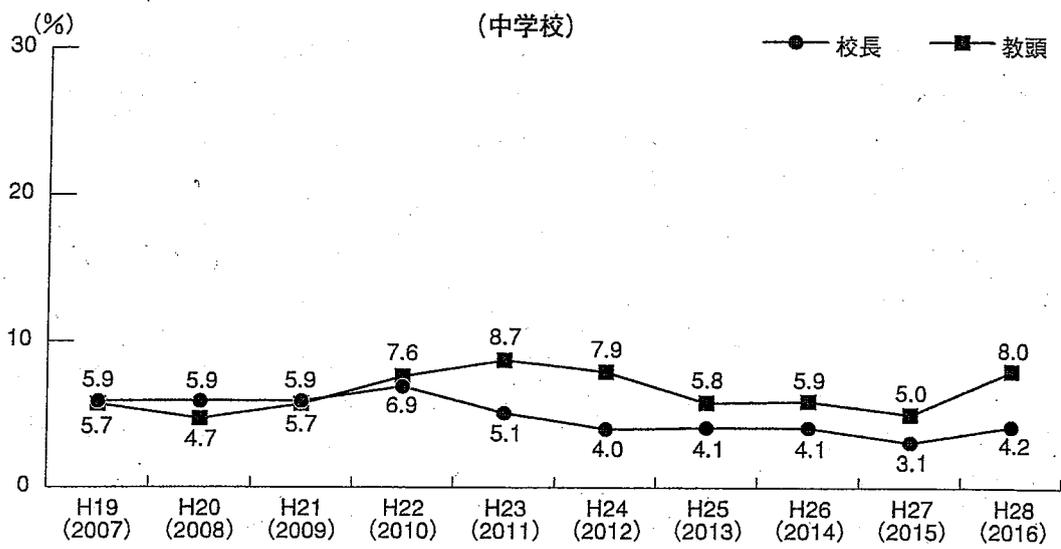
公務員の女性管理職の割合については、県、市町村とも昨年に比べ伸びています。
 公立学校における女性の管理職登用割合は、ほぼ横ばい傾向となっていますが、公立高等学校の教頭職はこの10年間で最高値となりました。



※管理職とは本庁における課長相当職以上の職
 ※病院職員、警察職員を含む。教育職員を除く。

(島根県環境生活総務課調査)





(島根県教育委員会調査)

平成28年度に各児童相談所及び各市町村で対応した児童相談の状況及び児童相談所における児童虐待相談の内訳は下記のとおりでしたのでお知らせします。

平成28年度 児童相談の状況について

平成29年6月
青少年家庭課

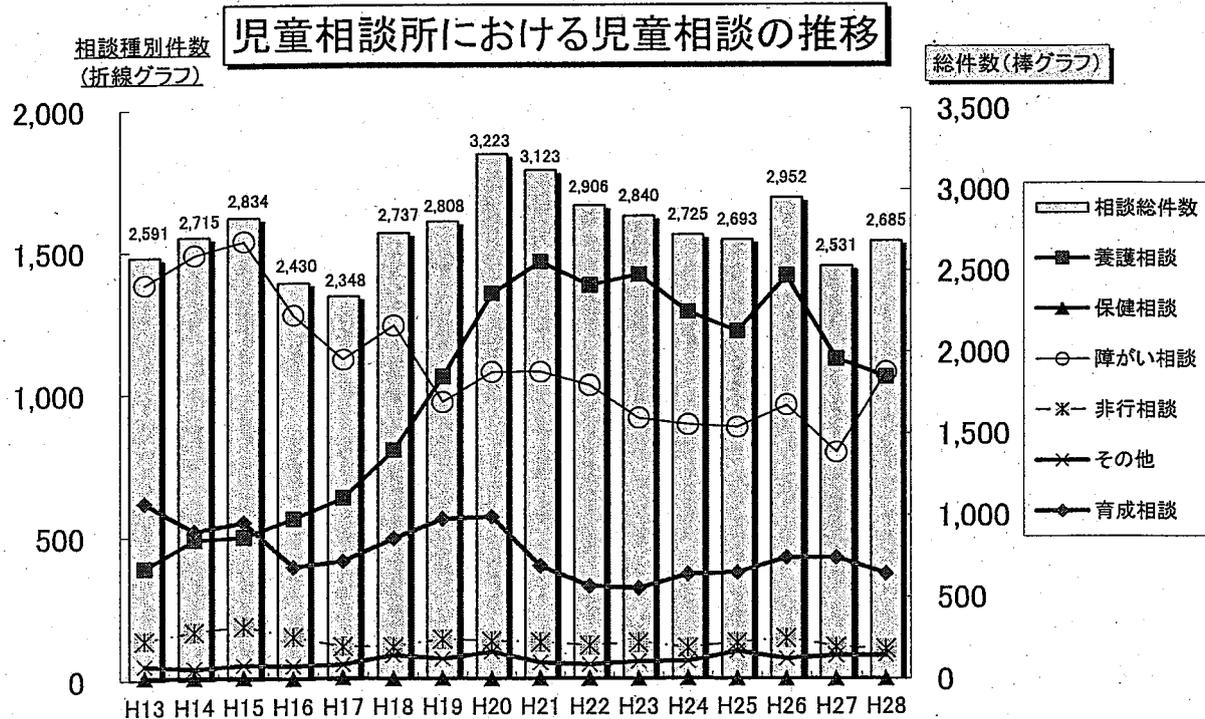
1 児童相談の対応状況

相談種別	平成26年度				平成27年度				平成28年度			
	○児童相談所		◇市町村		○児童相談所		◇市町村		○児童相談所		◇市町村	
養護相談	1,412	47.8%	586	63.5%	1,120	44.3%	526	64.1%	1,056	39.3%	546	68.9%
(内虐待相談)	178	6.0%	190	20.6%	168	6.6%	186	22.7%	232	8.6%	220	27.8%
保健相談	1	0.0%	12	1.3%	1	0.0%	10	1.2%	1	0.0%	15	1.9%
障がい相談	958	32.5%	95	10.3%	792	31.3%	84	10.2%	1,073	40.0%	71	9.0%
非行相談	142	4.8%	6	0.7%	112	4.4%	11	1.3%	104	3.9%	12	1.5%
育成相談	368	12.5%	169	18.3%	424	16.8%	121	14.7%	367	13.7%	88	11.1%
その他	71	2.4%	55	6.0%	82	3.2%	69	8.4%	84	3.1%	60	7.6%
合計	2,952	100.0%	923	100.0%	2,531	100.0%	821	100.0%	2,685	100.0%	792	100.0%

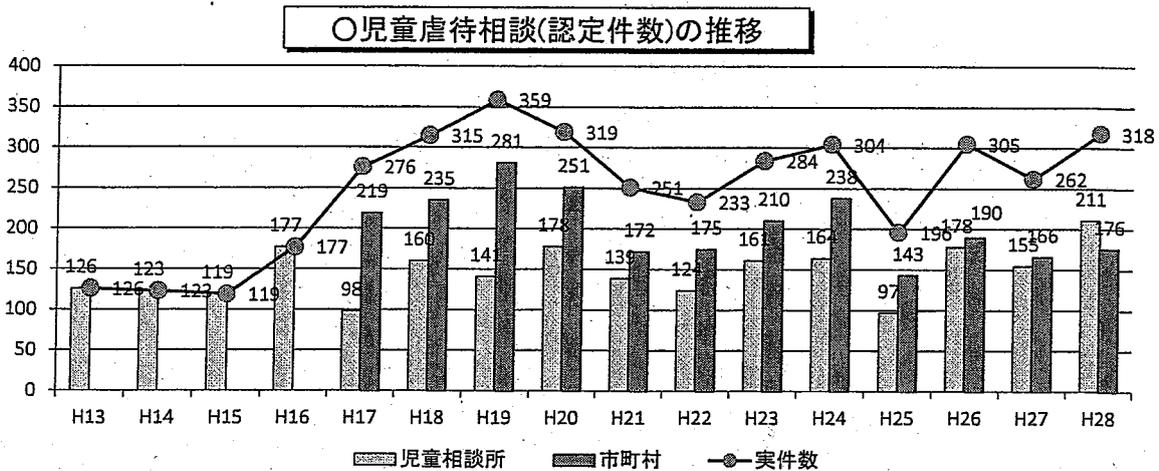
○平成28年度の対応件数は、児童相談所で2,685件（*前年比：154件増/約6%増）。
市町村は792件（*前年比：29件減/約4%減）

○受付内訳は、児童相談所は障がい相談が最も多く、次いで養護相談、市町村では養護相談が最も多く、次いで育成相談となっている。

※平成17年4月から全市町村に児童家庭相談窓口が設置されている。



2 児童虐待相談の認定件数



※H13～H16年度は児童相談所で受け付けた件数。H17年度から市町村に児童家庭相談窓口設置。

○平成28年度の児童虐待相談の認定件数は、児童相談所が211件（前年比約36%の増）、市町村が176件（同約6%の増）となった。

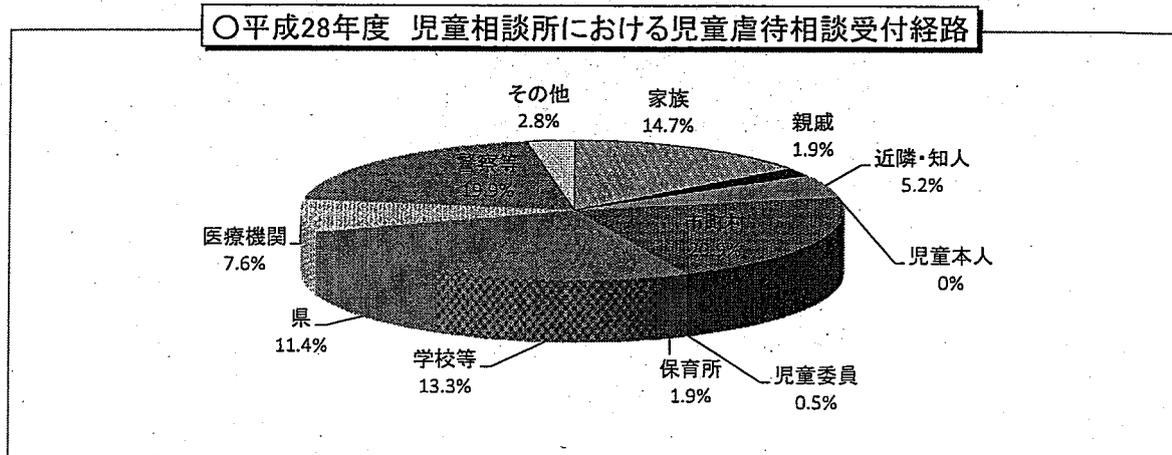
○児童相談所と市町村で連携して関わった重複ケース69件を除くと、県内で新たに児童虐待相談として認定した件数は318件で、前年比約21%の増となった。

- ・平成26年度：305件《178件（児童相談所分）+190件（市町村分）-63件（重複分）=305件》
- ・平成27年度：262件《155件（児童相談所分）+166件（市町村分）-59件（重複分）=262件》
- ・平成28年度：318件《211件（児童相談所分）+176件（市町村分）-69件（重複分）=318件》

○平成28年度の児童相談所への虐待通告件数は421件（H27は395件）であった。

(1)-1受付経路(児童相談所)

区分	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	市町村	児童委員	保育所	学校等	県	保健所	医療機関	警察等	その他	計
H26年度	20	13	14	2	41	0	4	28	8	5	4	36	3	178
	11.2%	7.3%	7.9%	1.1%	23.0%	0.0%	2.2%	15.7%	4.5%	2.8%	2.2%	20.2%	1.7%	100.0%
H27年度	21	1	3	1	18	0	11	41	11	0	3	31	14	155
	13.5%	0.6%	1.9%	0.6%	11.6%	0.0%	7.1%	26.5%	7.1%	0.0%	1.9%	20.0%	9.0%	100.0%
H28年度	31	4	11	0	44	1	4	28	24	0	16	42	6	211
	14.7%	1.9%	5.2%	0.0%	20.9%	0.5%	1.9%	13.3%	11.4%	0.0%	7.6%	19.9%	2.8%	100.0%



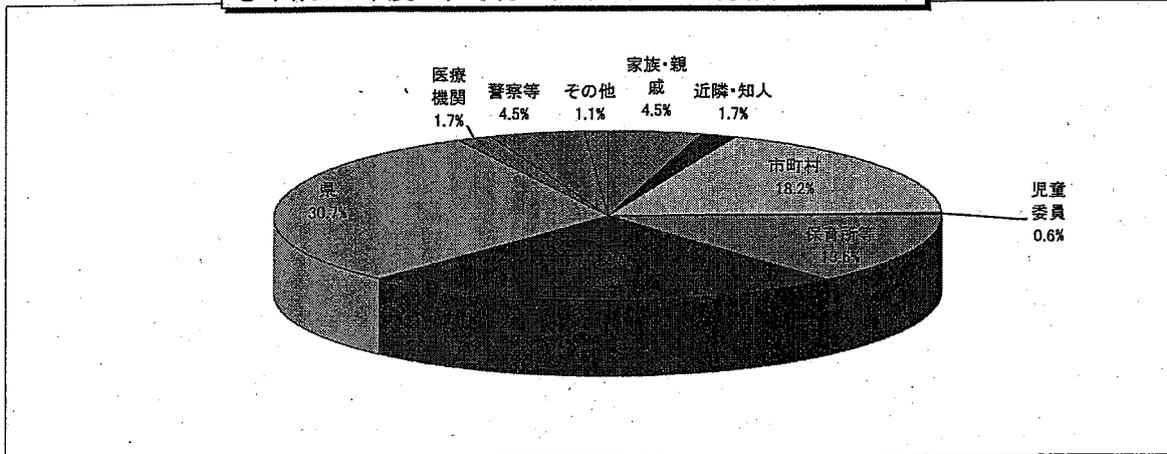
○児童相談所に寄せられた児童虐待相談は、市町村や警察からが多く、次いで家族、学校等、県からとなっている。

○医療機関からの相談・通告がこれまでに比べて増加した。

(1)-2受付経路(市町村)

区分	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	市町村	児童委員	保育所等	学校等	県	保健所	医療機関	警察等	その他	計
H26年度	39	4	0	44	1	12	42	37	0	4	3	4	190
	20.5%	2.1%	0.0%	23.2%	0.5%	6.3%	22.1%	19.5%	0.0%	2.1%	1.6%	2.1%	100.0%
H27年度	12	7	0	40	1	12	29	53	0	3	5	4	166
	7.2%	4.2%	0.0%	24.1%	0.6%	7.2%	17.5%	31.9%	0.0%	1.8%	3.0%	2.4%	100.0%
H28年度	8	3	0	32	1	24	41	54	0	3	8	2	176
	4.5%	1.7%	0.0%	18.2%	0.6%	13.6%	23.3%	30.7%	0.0%	1.7%	4.5%	1.1%	100.0%

○平成28年度 市町村における児童虐待相談受付経路

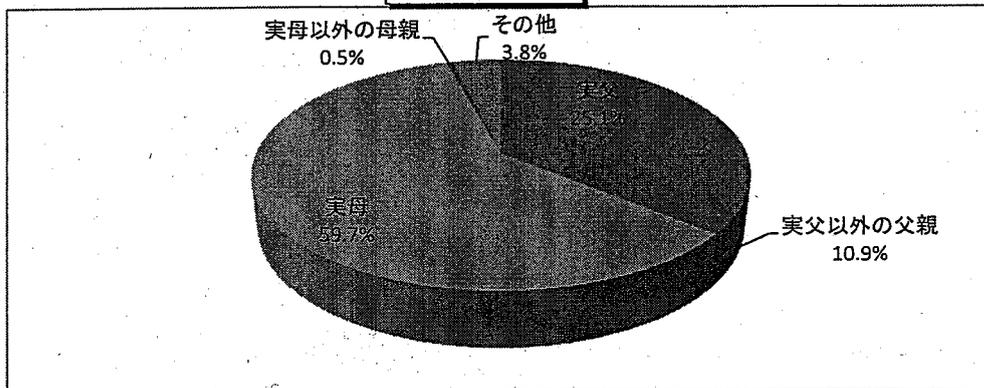


○市町村に寄せられた児童虐待相談は、県、学校等からが多く、次いで市町村（児童家庭相談窓口以外）、保育所等からとなっている。

(2)主な虐待者(児童相談所)

区分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母	その他	計						
H26年度	73	41.0%	14	7.9%	86	48.3%	2	1.1%	3	1.7%	178	100.0%
H27年度	65	41.9%	6	3.9%	79	51.0%	3	1.9%	2	1.3%	155	100.0%
H28年度	53	25.1%	23	10.9%	126	59.7%	1	0.5%	8	3.8%	211	100.0%

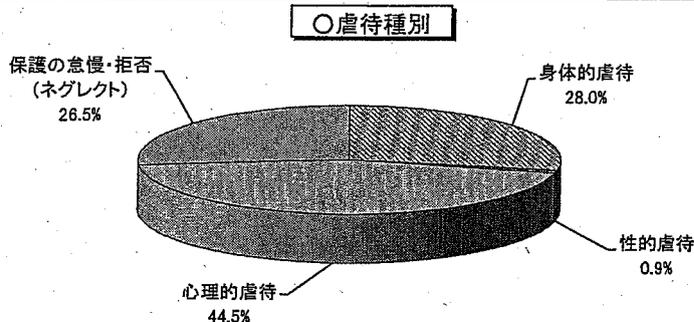
○主な虐待者



○主な虐待者は、実母が127件（59.7%）と最も多く、次いで実父が53件（25.1%）、実父以外の父親が23件（10.9%）となっている。

(3) 虐待種別(児童相談所)

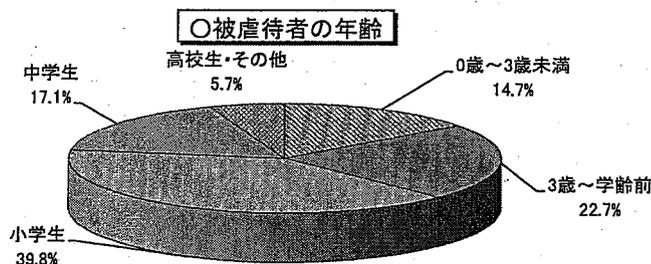
	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)		計	
H26年度	48	27.0%	7	3.9%	84	47.2%	39	21.9%	178	100.0%
H27年度	44	28.4%	1	0.6%	69	44.5%	41	26.5%	155	100.0%
H28年度	59	28.0%	2	0.9%	94	44.5%	56	26.5%	211	100.0%



○虐待の種別を見ると、心理的虐待が94件(44.5%)で最も多く、次いで、身体的虐待が59件(28.0%)、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)が56件(26.5%)となっている。

(4) 被虐待者の年齢(児童相談所)

区分	0歳～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生・その他	計						
H26年度	14	7.9%	53	29.8%	67	37.6%	33	18.5%	11	6.2%	178	100.0%
H27年度	18	11.6%	32	20.6%	66	42.6%	33	21.3%	6	3.9%	155	100.0%
H28年度	31	14.7%	48	22.7%	84	39.8%	36	17.1%	12	5.7%	211	100.0%



○虐待を受けている子どもの年齢をみると、小学生が84件(39.8%)で最も多く、次いで3歳～学齢前が48件(22.7%)、中学生が36件(17.1%)、0歳～3歳未満が31件(14.7%)となっている。

《参考》相談の種類及び主な内容

1. 養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難、棄児、迷子、虐待等の環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
2. 保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談
3. 障がい相談	肢体不自由、視聴覚障がい、言語発達障がい、重症心身障がい、知的障がい、自閉症等に関する相談
4. 非行相談	
ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども等に関する相談
触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から通告のあった子ども、犯罪少年で家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談
5. 育成相談	性格行動、不登校、進学適性・職業適性・学業不振等、育児・しつけに関する相談
6. その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について
(概要版)

I 暴力行為の発生件数 (公立の小・中・高等学校)

【概要】	796件 (前年度516件)	※前年比280件増(54.3%増)
------	----------------	-------------------

校種別 年度	公立小学校	公立中学校	公立高等学校	公立合計	県(国公立)	全国(国公立)
	発生件数 (1000人あたり)	発生件数 (1000人あたり)	発生件数 (1000人あたり)	発生件数 (1000人あたり)	合計 (1000人あたり)	1000人あたりの発生件数
H24	73(2.0)	206(10.9)	44(2.8)	323(4.5)	340(4.5)	4.1
H25	87(2.4)	276(14.8)	23(1.4) ※23(1.5)	386(5.4) ※386(5.5)	410(5.3)	4.3
H26	76(2.1)	276(14.8)	32(1.9) ※32(2.1)	384(5.4) ※384(5.6)	395(5.2)	4.0
H27	174(5.0)	322(17.5)	20(1.2) ※20(1.4)	516(7.4) ※516(7.6)	529(7.1)	4.2
H28	446(12.8)	326(18.1)	24(1.5) ※24(1.6)	796(11.5) ※796(11.8)	821(11.0)	4.4

(平成25年度以降の数値は通信制高校を含む。※は通信制高校を含まない数値)

◎暴力行為に対する今後の対応

(1) 未然防止対策の推進

- ・言語活動の充実と対人関係形成能力の育成
- ・児童生徒の学級満足度等を把握するアンケート調査等を活用した親和的な学級づくりを進め、児童生徒の所属感や自己有用感を高める取組
- ・発達障がいへの正しい理解と適切な対応の推進
- ・子どもの小さな変化を逃さない感性の強化と適切な支援体制の強化

(2) 教育相談体制及び生徒指導体制の見直し、並びに組織的対応の確立

- ・教育相談コーディネーターの指名及び養成研修の実施

(3) 幼稚園等と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校等校種間の連携強化

(4) 保護者、学校間、学校と関係諸機関との一層の連携強化

II いじめの認知件数（公立の小・中・高等学校・特別支援学校）

【概要】	1, 618件（前年度954件）	※前年比 664件増（69.6%増）
------	------------------	--------------------

<公立学校>

校種別 年度	小学校 認知件数 (1000人あたり)	中学校 認知件数 (1000人あたり)	高等学校 認知件数 (1000人あたり)	特別支援学校 認知件数 (1000人あたり)	合計 (1000人あたり)	国公立合計 (1000人あたり)	
						県 (国公立)	全国 (国公立)
H24	215(5.9)	143(7.6)	88(5.7)	12(13.0)	458(6.4)	473(6.1)	(14.3)
H25	135(3.7)	140(7.5)	48(2.8) ※48(3.2)	5(5.3)	328(4.5) ※328(4.6)	344(4.4)	(13.4)
H26	389(10.9)	204(11.0)	69(4.2) ※69(4.6)	23(24.1)	685(9.6) ※685(9.8)	703(9.1)	(13.7)
H27	532(15.2)	299(16.2)	93(5.7) ※69(4.6)	30(31.5)	954(13.5) ※685(9.8)	985(13.0)	(16.4)
H28	1,027(29.5)	422(23.4)	113(7.0) ※113(7.7)	56(58.3)	1,618(23.1) ※1,618(23.6)	1,643 (21.8)	(23.9)

（平成25年度からの数値は通信制高校を含む。※は通信制高校を含まない数値）

◎いじめの問題に対する今後の対応

- (1) いじめ防止対策推進法及び島根県いじめ防止基本方針に基づく取組の推進
 - ・関係機関との連携強化(いじめ問題対策連絡協議会)
 - ・いじめ等対応アドバイザーの活用
- (2) 学校の取組の一層の充実(学校いじめ防止基本方針に基づく取組の推進)
 - ・未然防止の取組の推進による魅力ある学校づくり(人権教育、道徳教育、体験活動の充実等)
 - ・日常の観察、面接、調査(アンケート)からの早期発見・対応
 - ・児童生徒の学級満足度等を把握するアンケートQU等を活用した親和的な学級づくり
 - ・「いじめ問題対応の手引」(県版)等を活用した校内研修の実施
- (3) スクールカウンセラー等の活用による教育相談体制の充実
- (4) いじめの未然防止や早期対応等の知識・技能の向上(生徒指導に係る研修の充実)

Ⅲ 小・中学校長期欠席者のうち不登校児童生徒の状況（公立の小・中学校）

【概要】小中計781人（前年度699人）※前年比82人増(11.7%増) 小220人(前年度192人),中561人(前年度507人)

<公立学校>

校種別 年度	小学校	中学校	合計	県(国公立)	全国(国公立)
	不登校児童数 (1000人あたり)	不登校生徒数 (1000人あたり)	(1000人あたり)	不登校児童生徒数 (1000人あたり)	1000人あたりの 不登校児童生徒数
H24	172(4.7)	567(30.1)	739(13.3)	751(13.3)	10.9
H25	172(4.7)	601(32.2)	773(14.1)	782(14.0)	11.7
H26	183(5.1)	533(28.6)	716(13.2)	722(13.0)	12.1
H27	192(5.5)	507(27.5)	699(13.1)	706(12.9)	12.6
H28	220(6.3)	561(31.1)	781(14.8)	790(14.7)	13.5

<参考>小中学校 (公立)理由別長期 欠席者数(割合%)			長期欠席者合計		病 気		経済的理由		不登校		その他	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
小 学 校	H28	島根県	354	1.02	39	0.11	0	—	220	0.63	95	0.27
		全 国	67,798	1.04	20,323	0.31	16	0.0002	31,151	0.48	16,308	0.25
	H27	島根県	291	0.83	35	0.10	0	—	192	0.55	64	0.18
		全 国	63,089	0.96	19,942	0.30	40	0.001	27,581	0.42	15,526	0.24
中 学 校	H26	島根県	290	0.81	44	0.12	0	—	183	0.51	63	0.18
		全 国	57,862	0.88	18,981	0.29	16	—	25,864	0.39	13,001	0.20
	H28	島根県	709	3.93	48	0.27	0	—	561	3.11	100	0.55
		全 国	139,208	4.06	22,488	0.66	21	0.001	103,247	3.01	13,452	0.39
中 学 校	H27	島根県	630	3.42	55	0.30	0	—	507	2.75	68	0.37
		全 国	131,844	3.79	21,115	0.61	69	0.002	98,428	2.83	12,232	0.35
	H26	島根県	631	3.39	42	0.23	0	—	533	2.86	56	0.30
		全 国	127,189	3.61	18,870	0.54	39	0.001	97,033	2.76	11,247	0.32

※全国は国公立の数値

◎小・中学校の不登校児童生徒への今後の対応

- (1) 教育相談体制の充実
 - ・スクールカウンセラー活用事業(小117校、中96校に配置)
 - ・スクールソーシャルワーカー活用事業(19市町村に委託)
 - ・子どもと親の相談員配置(小学校25校に配置)
 - ・教育相談コーディネーター養成研修(新規)
- (2) 小学校不登校等対応体制の充実
 - ・不登校等対応体制充実事業(教頭・主幹教諭をリーダーとするチーム支援体制の確立)
- (3) 学習支援、社会的自立への支援
 - ・教育支援センター運営事業支援交付金(10市町12施設に交付)
- (4) 非常勤講師による支援体制の充実
 - ・クラスサポートティーチャーの配置(中1対象 13校に配置)
 - ・学びいきいきサポートティーチャーの配置(中学校30校に配置)
- (5) 児童生徒の学級満足度等を把握するアンケート調査等を活用した親和的な学級づくり
 - ・小3～中3まで「アンケートQU」を実施(年2回)
 - ・「アンケート調査を活用した学級集団づくり研修」の実施(年2回)
- (6) 教職員の資質の向上
 - ・生徒指導に係る研修の充実

IV 高等学校長期欠席者のうち不登校生徒の状況 (公立の高等学校)

【概要】208人(全日制 130人、定時制 78人) (前年度 200人) ※前年比8人増(4.0%増)

課程別 年度	全日制	定時制	公立合計	県(国公立)	全国(国公立)
	不登校生徒数 (1000人あたり)	不登校生徒数 (1000人あたり)	(1000人あたり)	不登校生徒数 (1000人あたり)	1000人あたりの不登校生徒数
H24	164(10.8)	109(275.9)	273(17.6)	337(17.2)	17.2
H25	187(12.6)	108(298.3)	295(19.4)	389(20.4)	16.7
H26	147(10.1)	72(208.1)	219(14.7)	321(17.0)	15.9
H27	152(10.6)	48(160.0)	200(13.7)	254(13.6)	14.9
H28	130(9.1)	78(269.9)	208(14.2)	256(13.6)	14.7

◎高等学校不登校生徒への今後の対応

- (1) 中高連携による早期の情報共有
- (2) 教育相談体制の充実
 - ・スクールカウンセラー活用事業(高39校、特6校に配置)
 - ・スクールソーシャルワーカー活用事業(宍道高校、浜田高校定時制に配置、他の県立学校へは派遣)
 - ・教育相談員の配置(宍道高校と浜田高校定時制・通信制、三刀屋高校掛合分校に配置)
- (3) 生徒の学級満足度等を把握するアンケート調査等を活用した親和的な学級づくり
 - ・「アンケートQU」の活用(高1・高2を対象、年2回)
 - ・「アンケート調査を活用した学級集団づくり研修」の実施(年2回)
- (4) 教職員の資質の向上
 - ・生徒指導に係る研修の充実
 - ・学校訪問による指導・助言

V 高等学校中途退学者の状況（公立の高等学校）

【概要】317人(全日制 82人、定時制 23人、通信制 212人) ※通信制を含む前年比236人増(291.4%増)

課程別 年度	公立全日制	公立定時制	公立通信制	公立高校合計	県(国公立)	全国
	中途退学者数 (割合%)	中途退学者数 (割合%)	中途退学者数 (割合%)	中途退学者数 (割合%)	中途退学者数 (割合%)	(国公立) 割合%
H24	84(0.6)	46(11.6)	—	130(0.8)	229(1.2)	1.5
H25	89(0.6)	42(11.6)	13(0.8)	144(0.9) ※131(0.9)	294(1.4)	1.7
H26	56(0.4)	30(8.7)	11(0.7)	97(0.6) ※86(0.6)	239(1.2)	1.5
H27	44(0.3)	18(6.0)	19(1.2)	81(0.5) ※62(0.4)	161(0.8)	1.4
H28	82(0.6)	23(8.0)	212 (13.3)	317(2.0) ※105(0.7)	411(2.0)	1.4

(平成25年度からの数値は通信制高校を含む。※は通信制高校を含まない数値)

◎高等学校中途退学予防等への対応

- (1) 中高連携による早期の情報共有
- (2) 教育相談体制の充実
 - ・スクールカウンセラー活用事業(高3 9校、特6校に配置)
 - ・スクールソーシャルワーカー活用事業(宍道高校と浜田高校定時制に配置、他の県立学校へは派遣)
 - ・教育相談員の配置(宍道高校と浜田高校定時制・通信制、三刀屋高校掛合分校に配置)
- (3) 生徒の学級満足度等を把握するアンケート調査等を活用した親和的な学級づくり
 - ・「アンケートQU」を実施(高1・高2を対象、年2回)
 - ・「アンケート調査を活用した学級集団づくり研修」の実施(年2回)
- (4) 教職員の資質の向上
 - ・生徒指導に係る研修の充実
 - ・学校訪問による指導・助言
- (5) 中途退学者への支援
 - ・連絡調整員活用事業(宍道高校及び浜田高校定時制・通信制を拠点校)

平成27年度高齢者虐待の状況について

1 趣旨

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）第25条の規定に基づき、平成27年度の状況を公表する。

2 集計の概要

○対象者 65歳以上の高齢者

○対象期間 平成27年4月～平成28年3月

○集計方法 養介護施設従事者等(*1)による虐待及び養護者(*2)による虐待について、市町村からの報告に基づき県全体を集計

*1「養介護施設従事者等」介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

*2「養護者」高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

3 集計結果の概要（詳細は「別紙」のとおり）

(1) 養介護施設従事者等による虐待

虐待認定件数 4件（相談・通報届出件数 15件） [H26年度 3件（同 5件）]

養介護施設等の種別	特別養護老人ホーム	認知症対応型共同生活介護	有料老人ホーム	訪問介護
虐待を行った者の職種	介護職員	介護職員	管理者	介護職員
虐待の種別	心理的虐待	心理的虐待	身体的虐待	性的虐待
虐待に対する市町村（県）の対応	市町村が、再発防止に向けて必要な措置（改善計画の提出等）を講じるよう指導	市町村が、再発防止に向けて必要な措置（改善計画の提出等）を講じるよう指導	県が、老人福祉法に基づく指導監査を行い、改善事項の指示及び改善状況報告の提出を指導	市町村が、再発防止に向けて必要な措置（改善計画の提出等）を講じるよう指導

(2) 養護者による虐待

①件数 104件（相談・通報届出件数 170件） [H26年度 101件（同 175件）]

②概要

虐待を受けた高齢者の性別は、女性が74.5%、男性が25.5%で、年齢は、80歳以上が56.6%を占めた。虐待をした者は、息子が最も多く、次いで夫、娘の順であった。

虐待の種別は、身体的虐待が最も多く、心理的虐待、経済的虐待の順であった。

③対応状況

養護者に対する助言・指導や介護保険サービスの利用による分離等により、再発防止に向けた取組みが行われた。

4 県の取組

虐待の未然防止や早期発見に向け、また虐待が発生した際、迅速かつ適切に対応する体制を構築するため、以下の取組を行っている。

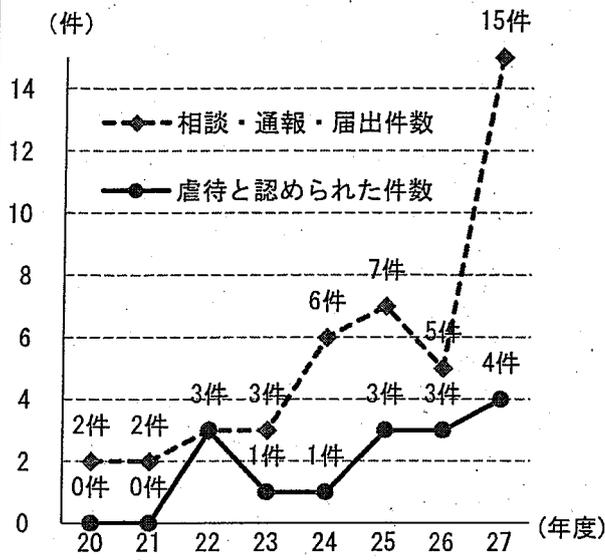
- (1) 養介護施設従事者等を対象にした高齢者虐待防止に係る研修の実施
- (2) 専門職（弁護士、社会福祉士）と市町村・地域包括支援センター職員との合同事例検討会等の実施
- (3) 認知症高齢者の介護に関する専門的知識や技術の習得を目的とした研修の実施
- (4) 介護保険施設等に対する実地指導及び集団指導の実施

5 全国の様況

全国における平成27年度高齢者虐待の様況については、本日付けで厚生労働省から公表される予定である。

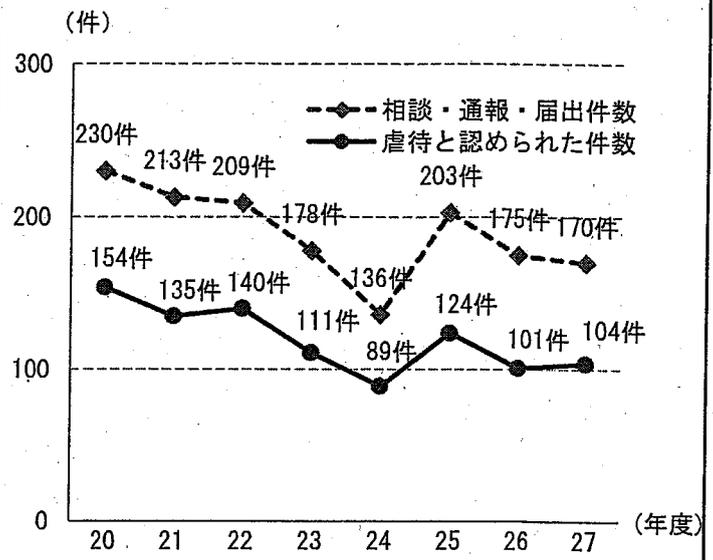
1 養介護施設従事者等による虐待

○虐待と認められた件数 4件
(相談・通報・届出件数 15件)

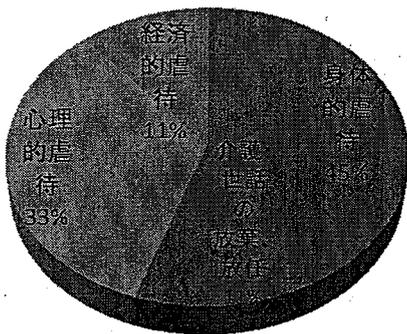


2 養護者等による虐待

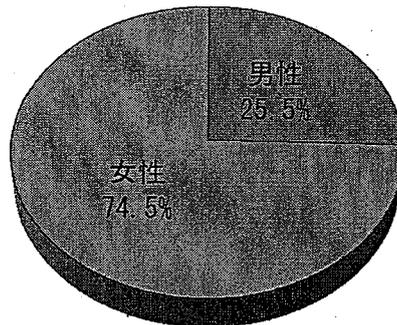
①虐待と認められた件数 104件
(相談・通報・届出件数 170件)



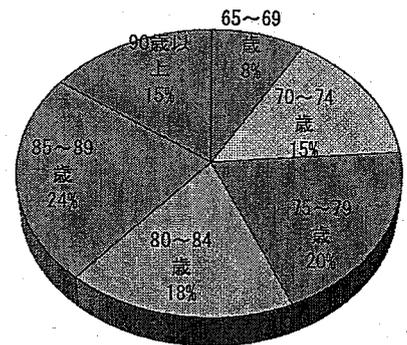
②虐待の種別・類型 (重複あり) (n=161)



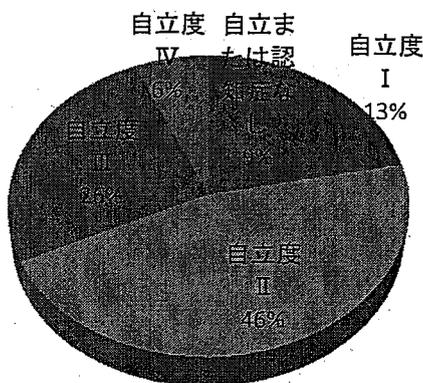
③被虐待高齢者の性別 (男性27人、女性79人)



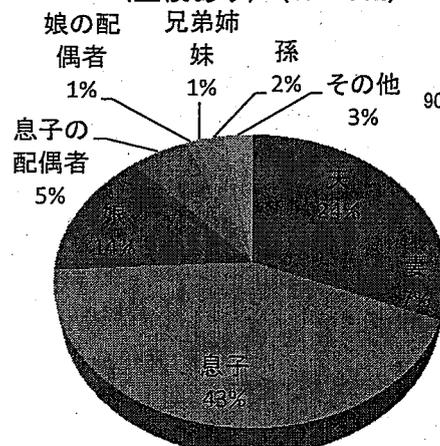
④被虐待高齢者の年齢 (n=106)



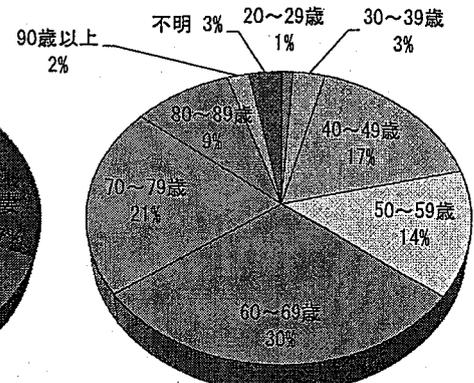
⑤被虐待高齢者の認知症日常生活自立度 (要介護認定者) (n=78)



⑥虐待者の続柄 (重複あり) (n=112)



⑦虐待者の年齢 (n=112)



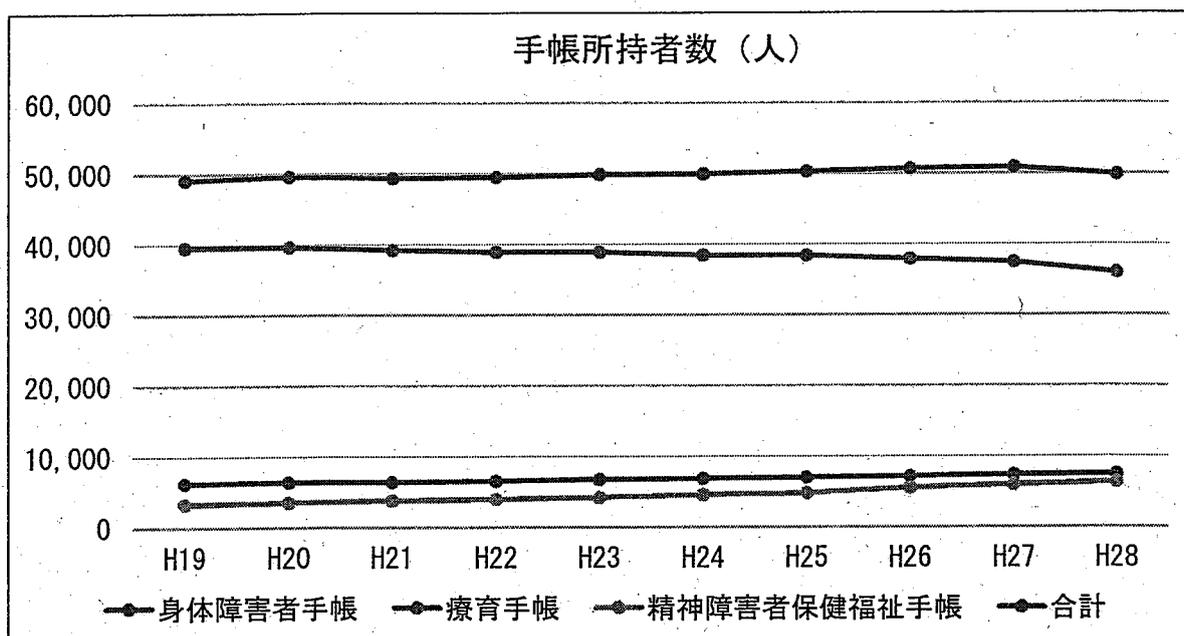
※1件の事例に対し被虐待者が複数の場合があるため、総件数と内訳の計が一致しないものがある。

島根県内の手帳所持者数

(人)

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
身体障害者手帳	39,604	39,660	39,239	38,968	38,911	38,498	38,428	37,927	37,498	36,014
療育手帳	6,239	6,418	6,397	6,567	6,755	6,884	7,051	7,207	7,394	7,491
精神障害者保健福祉手帳	3,298	3,571	3,773	3,997	4,228	4,581	4,813	5,582	6,004	6,369
合計	49,141	49,649	49,409	49,532	49,894	49,963	50,292	50,716	50,896	49,874

出典：島根県心と体の相談センター業務概要
各年度末日現在の数値



県内の障がいと理由とする差別に関する相談件数(H28)

	相談件数	内訳		
		「不当な差別的取扱い」に関する相談	「合理的配慮の不提供」に関する相談	その他の相談
島根県	11 件	5 件	2 件	4 件
市町村	14 件	6 件	8 件	0 件
合計	25 件	11 件	10 件	4 件

※県実績は、障がい福祉課、教育庁総務課・特別支援教育課、警察本部広報県民課の相談窓口における実績
※市町村実績は、各市町村障がい福祉担当課に設置された相談窓口における実績

島根県内の外国人住民人口（2016年(平成28年)12月末現在）

1 【国籍・地域別】外国人住民人口

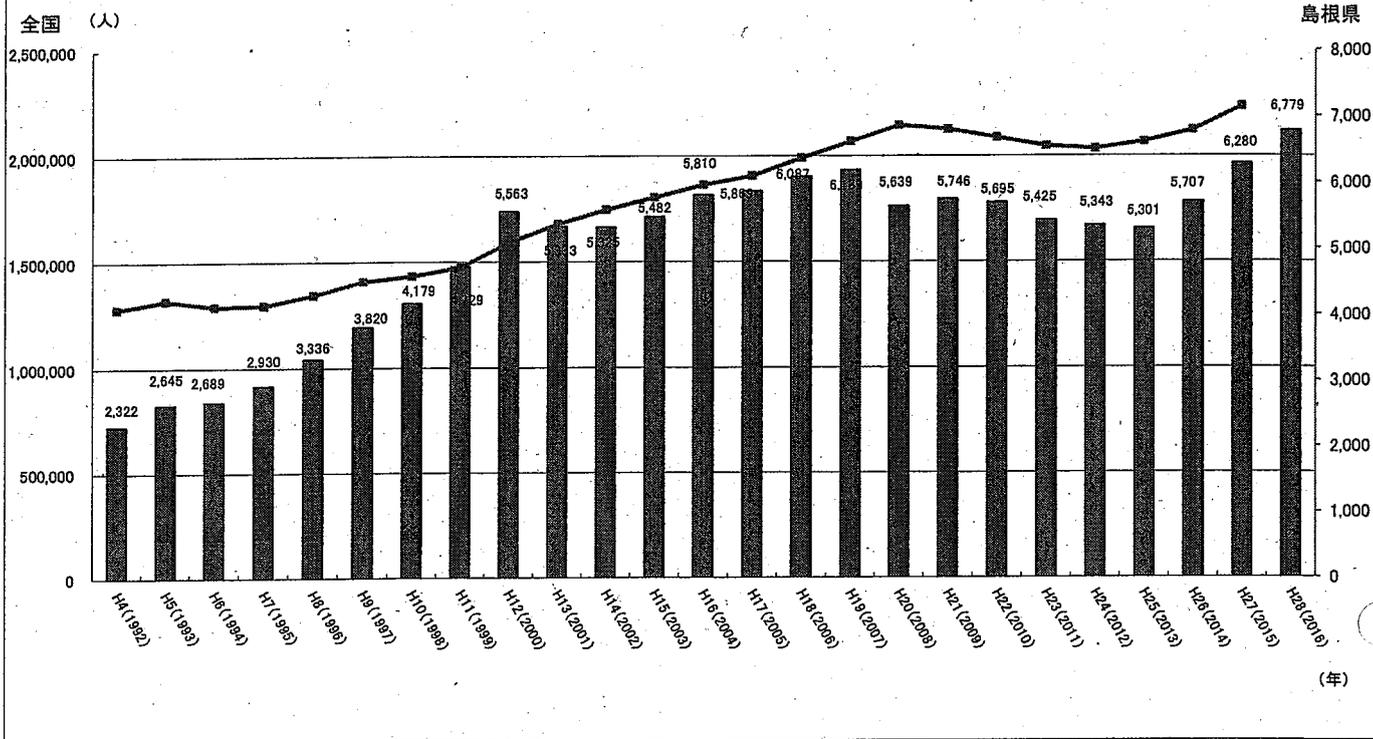
国籍・地域	人数	国籍・地域	人数	国籍・地域	人数	国籍・地域	人数
ブラジル	2,215	アフガニスタン	17	南アフリカ共和国	3	パナマ	1
中国	1,521	ロシア	17	ルーマニア	3	フィンランド	1
フィリピン	856	オーストラリア	14	アイルランド	2	ベルギー	1
韓国・朝鮮	724	ドイツ	14	ウクライナ	2	ポルトガル	1
韓国	657	インド	13	ケニア	2	モザンビーク	1
朝鮮	67	カナダ	10	コロンビア	2	モルドバ	1
ベトナム	552	ニュージーランド	10	スイス	2	ヨルダン	1
インドネシア	134	フランス	10	スリランカ	2		
アメリカ(米国)	133	エジプト	5	トリニダードトバゴ	2		
カンボジア	129	ギニア	5	メキシコ	2		
ミャンマー	74	ジャマイカ	5	ラオス	2		
バングラデシュ	72	ナイジェリア	4	エチオピア	1		
タイ	55	ペルー	4	ガーナ	1		
台湾	34	イタリア	3	クロアチア	1		
ネパール	28	オランダ	3	シンガポール	1		
モンゴル	23	キルギス	3	スペイン	1	無国籍 他	7
イギリス(英国)	22	タンザニア	3	セルビア	1	合 計	6,779
マレーシア	19	ポーランド	3	パキスタン	1		

2 【市町村別】外国人住民人口

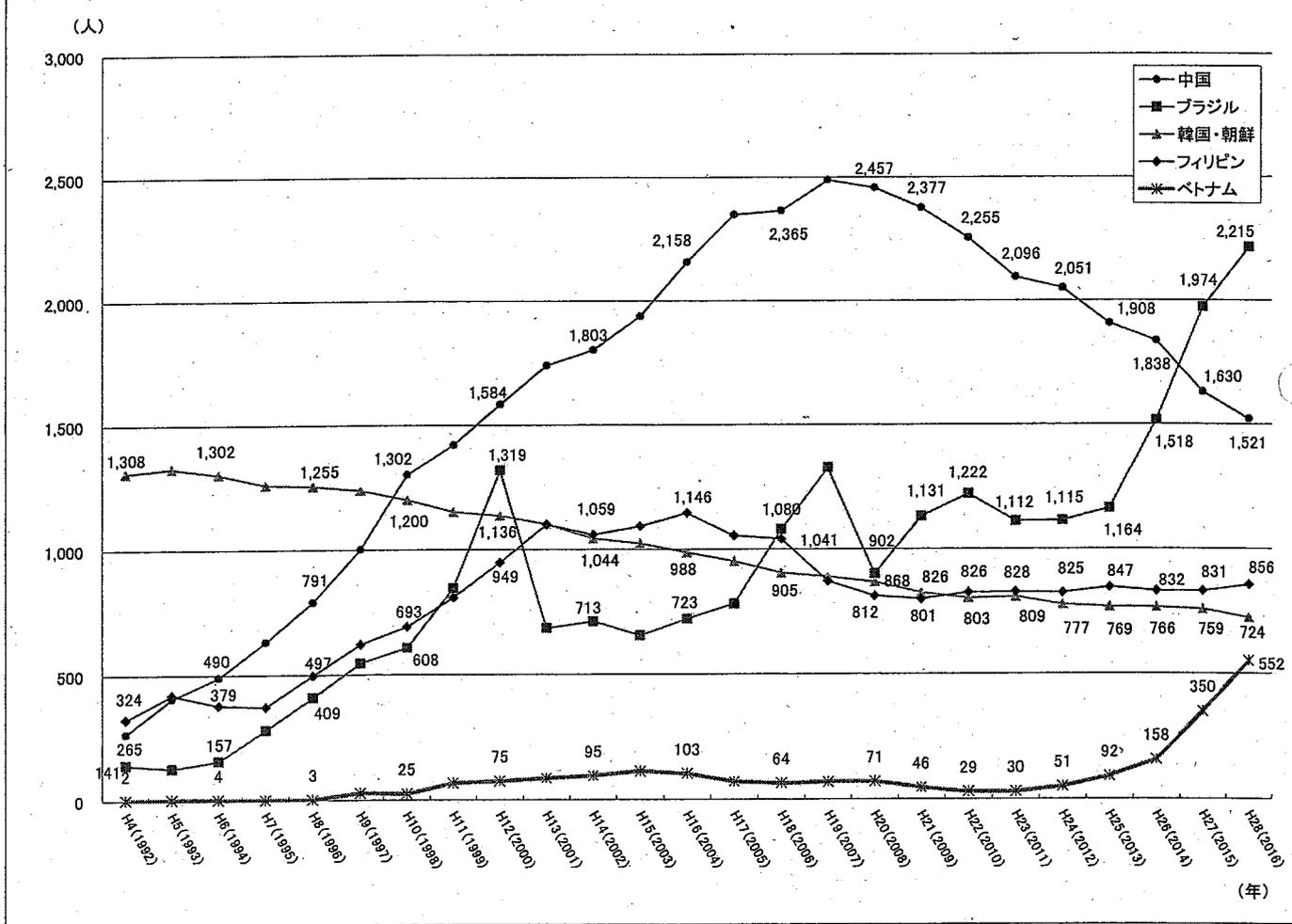
市町村	人数	市町村	人数
松江市	1,289	川本町	17
浜田市	621	美郷町	15
出雲市	3,008	邑南町	85
益田市	319	津和野町	58
大田市	340	吉賀町	138
安来市	161	海士町	10
江津市	292	西ノ島町	16
雲南市	218	知夫村	3
奥出雲町	80	隠岐の島町	76
飯南町	33	合 計	6,779

島根県文化国際課調べ：外国人の住民人口について、県内の各市町村の協力を得て作成したもの

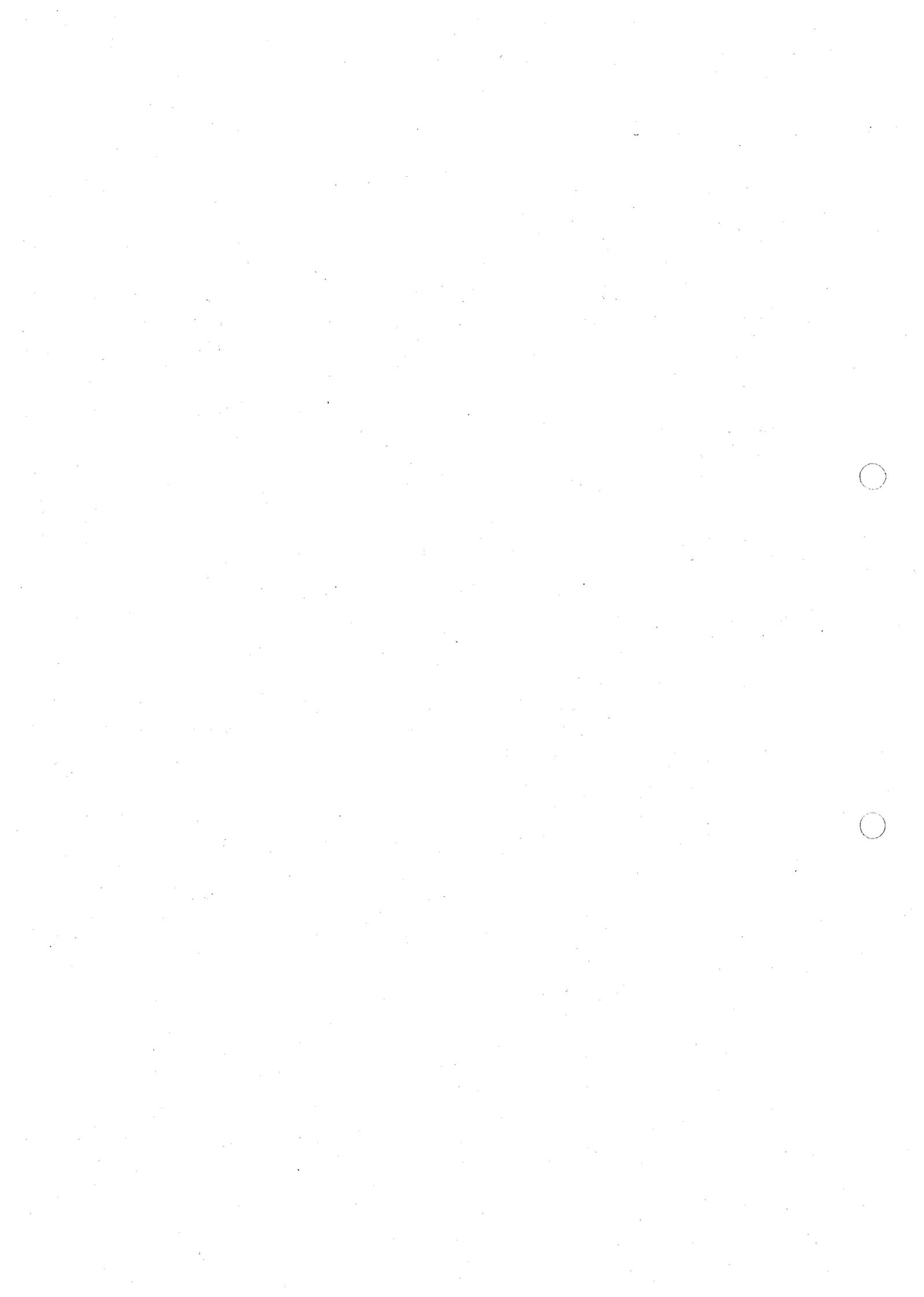
外国人住民人口の推移



主な国籍(出身地域)別外国人住民人口の推移(島根県)



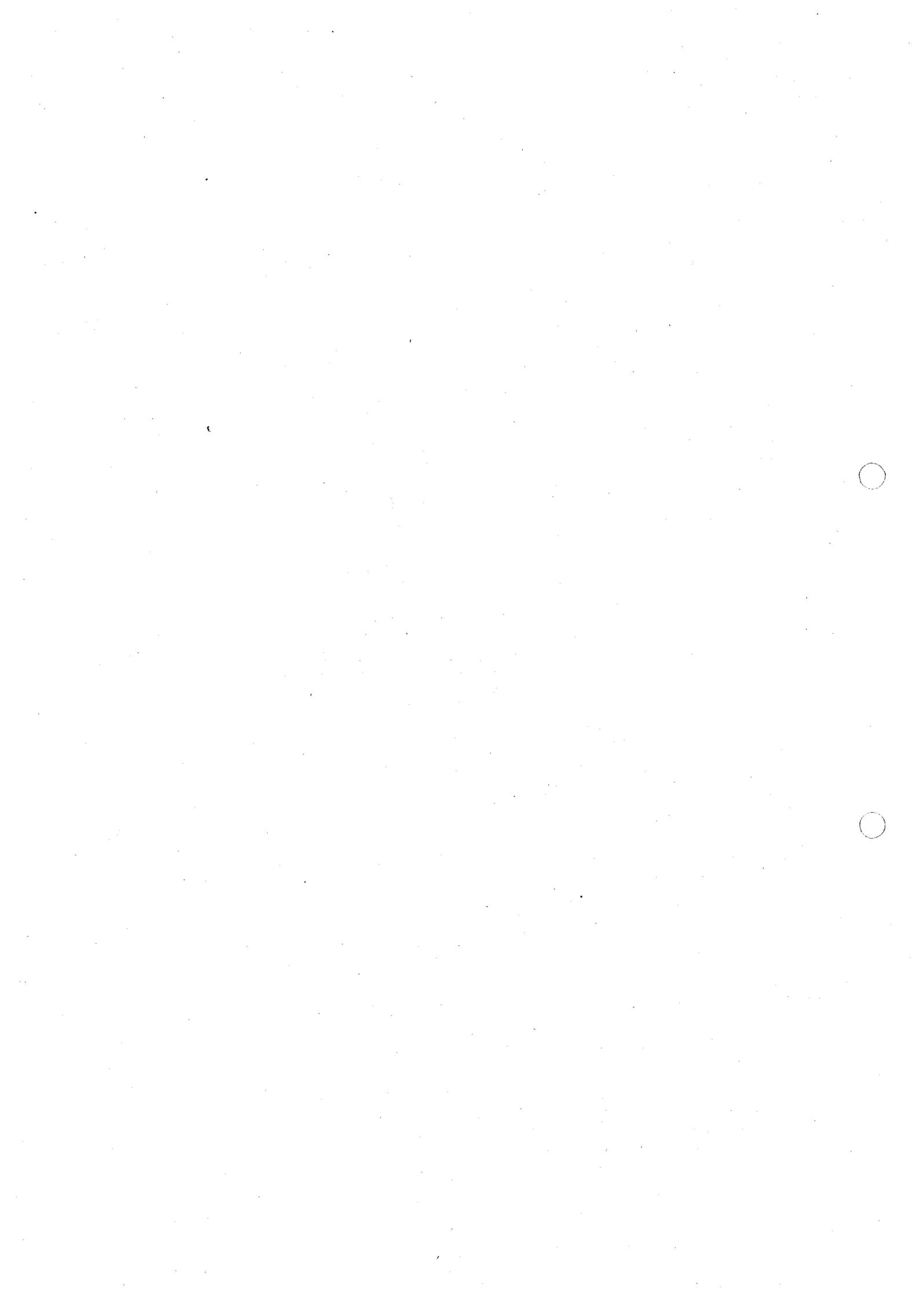
注1) 各年とも12月末の数値
 注2) 平成23年(2011年)以前の数値は外国人登録者数
 注3) 全国は法務省の在留外国人統計を引用



12-⑤ 松江地方法務局の人権侵犯事件の受理件数

受理・処理及び事件の種類別		H24	H25	H26	H27	H28
総計		219	213	201	197	147
新旧		21	23	14	33	9
私		198	190	187	164	138
人等に関するもの		160	144	163	143	114
人売		-	-	-	-	-
暴行・虐待	家族間におけるもの	10	7	5	-	8
	その他	3	4	4	2	4
	その他	2	4	1	2	3
	その他	2	2	2	3	1
	その他	3	3	6	4	4
私医		-	-	-	-	-
人身の自由関係	的療精者そ	4	3	2	4	1
	その他	6	7	2	-	-
社会福祉施設関係	施設職員によるもの	-	-	-	-	-
	その他	-	2	1	2	-
村		-	5	1	-	-
		-	-	-	-	1
差別待遇	年齢	1	2	-	1	-
	その他	4	3	1	1	3
	その他	-	-	-	-	1
	その他	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
	その他	1	2	5	4	7
参政	権	-	-	-	-	-
プライバシー関係	報道機関	1	1	1	-	-
	その他	7	1	3	5	4
集会・結社	及び表現の自由	6	7	3	1	4
教育	を	-	-	5	5	7
労働権関係	労働基準法の執行	-	-	-	1	-
	その他	4	2	3	1	-
	その他	10	4	14	14	18
住居・生活の安全関係	隣間	3	3	4	2	2
	その他	7	10	13	7	8
	その他	1	1	1	-	-
	その他	11	13	12	14	4
	その他	33	36	27	19	7
強制・強要	家族間におけるもの	3	1	3	4	2
	その他	3	2	1	1	2
	その他	1	-	-	2	2
	その他	8	4	4	1	1
	その他	1	1	4	2	1
	その他	2	2	5	1	-
組織又犯罪	多衆の威力	10	8	13	19	5
	その他	1	-	-	-	-
	その他	-	1	1	-	-
	その他	-	1	14	16	4
公務員等の特	職務執行に関するもの	38	46	24	21	24
別公務員に	警察官に関するもの	3	2	4	4	-
関するもの	その他の特別公務員に関するもの	1	-	-	-	-
教育職員関係	体の	2	16	3	-	3
	その他	3	6	5	7	7
学校に	おけるいじ	5	7	2	7	13
刑務	職員に関するもの	21	11	7	1	-
その他の公務員	国家公務員に	-	-	-	-	-
関するもの	地方公務員に	3	4	3	2	1
	その他	-	-	-	-	-
既未		196	199	168	188	143
		23	14	33	9	4

(出典:法務省統計局人権侵犯事件統計)



平成28年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）

～法務省の人権擁護機関の取組～

法務省の人権擁護機関（以下「人権擁護機関」という。）は、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号、以下「処理規程」という。）に基づき、人権を侵害されたという申告等を端緒に、その被害の救済、予防に努めている。

平成28年（暦年）における取組状況は、以下のとおりである。

- 新規救済手続開始件数 19,443件（対前年比 7.4%減少）
- 処理件数 19,553件（対前年比 7.1%減少）

【新規救済手続開始件数からみた特徴】

- ① インターネット上の人権侵害情報に関する事件数が、過去最高件数を記録
1,909件（対前年比10.0%増加）
- ② 障害者に対する差別待遇に関する事件数が、過去最高件数を記録
286件（対前年比 7.9%増加）
- ③ 学校におけるいじめに関する事件数が、前年を下回るも6年連続して3,000件を超え高水準で推移
3,371件（対前年比13.2%減少）
- ④ 労働権に関する事件数が、前年を下回るも3年連続して2,000件を超え高水準で推移
2,119件（対前年比14.8%減少）

1 人権侵犯事件数（新規救済手続開始件数・処理件数）の動向

(1) 新規救済手続開始件数（図1）

新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数は19,443件であり、対前年比で1,556件（7.4%）減少した。

（内訳）

- ◆ 公務員等の職務執行に関する人権侵犯事件数が5,379件（対前年比664件（11.0%）減少）
- ◆ 私人等に関する人権侵犯事件数が14,064件（対前年比892

件（6.0％）減少）

(2) 処理件数（図2）

処理した人権侵犯事件数は19,553件であり、対前年比で1,491件（7.1％）減少した。

（内訳）

◆ 公務員等の職務執行に関する人権侵犯事件数が5,598件（対前年比469件（7.7％）減少）

◆ 私人等に関する人権侵犯事件数が13,955件（対前年比1,022件（6.8％）減少）

処理内訳別にみると、「援助」^{（注1）}が17,846件（全処理件数の91.3％）で最も多く、次いで「要請」^{（注2）}が651件（同3.3％）、「説示」^{（注3）}が291件（同1.5％）、「調整」^{（注4）}が20件（同0.1％）、「勧告」^{（注5）}が5件（同0.03％）となっている。

このほか、「措置猶予」^{（注6）}が9件（同0.05％）、「侵犯事実不存在」が23件（同0.1％）、「侵犯事実不明確」が762件（同3.9％）、「啓発」^{（注7）}を行ったものが53件（同0.3％）ある^{（注8）}。

（注1）法律上の助言を行ったり、関係行政機関や関係ある公私の団体等を紹介すること。

（注2）被害の救済又は予防について実効的な対応ができる者に対し必要な措置を執るよう求めること。

（注3）相手方の反省を促し善処を求めるため事理を説き示すこと。

（注4）当事者間の関係調整を行うこと。

（注5）相手方の人権侵犯をやめさせたり、同様の人権侵犯を繰り返させないため、文書で人権侵犯の事実を指摘して必要な勧告を行うこと。

（注6）事案の軽重や反省の程度、懲戒の有無等を考慮して措置を講じないこと。

（注7）事件の関係者や地域社会に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行うこと。

（注8）事件は1件で複数の措置を講ずる場合等があるため、処理件数と処理内訳の合計件数は必ずしも一致しない。

(3) 特別事件

新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数のうち、特別事件（処理規程第22条に規定されている重大な人権侵犯事件）の件数は1,740件で、前年と同数であった。

2 人権侵犯事件の類型別新規救済手続開始件数の動向

(1) 暴行・虐待事案（図3, 4）

暴行・虐待事案は3,616件（対前年比3.9%減少）で、全事件数の18.6%を占めている。

このうち、児童虐待事案については、586件（対前年比16.2%減少）である。

(2) 学校におけるいじめ事案（図3, 5）

学校におけるいじめ事案は3,371件（対前年比13.2%減少）で、全事件数の17.3%を占め、6年連続して3,000件を超えており、依然として憂慮すべき高水準の状況で推移している。

(3) プライバシー関係事案（図3, 6）

プライバシー関係事案は2,472件（対前年比7.6%増加）で、全事件数の12.7%を占めている。全体の件数が減少する中、本類型は増加傾向にある。

このうち、インターネットによるものの割合が73.0%（1,805件）を占めている。

(4) 住居・生活の安全関係事案（図3, 7）

住居・生活の安全関係事案は2,446件（対前年比11.2%減少）で、全事件数の12.6%を占めている。

このうち、相隣間における騒音等の相隣関係から生じる事件の割合が59.0%（1,443件）を占めている。

(5) 労働権関係事案（図3, 8）

労働権関係事案は2,119件（対前年比14.8%減少）で、全事件数の10.9%を占め、3年連続して2,000件を超えており、依然として高い水準で推移している。

このうち、パワーハラスメントに関する事案の割合が62.0%（1,314件）を占めている。

(6) 強制・強要事案（図3, 9）

強制・強要事案は2,002件（対前年比7.9%減少）で、全事件数の10.3%を占めている。

(7) 教育職員関係事案（図3, 10）

教育職員関係事案は1,356件（対前年比10.3%減少）で、全事件数の7.0%を占めている。

このうち、体罰事案については、448件（対前年比9.3%減少）である。

(8) 差別待遇事案 (図3, 11)

差別待遇事案は683件(対前年比7.8%減少)となった。

このうち、障害者に関するものについては、286件(対前年比7.9%増加)で、過去最高^(注9)となったほか、同和問題に関するものが78件、外国人に関するものが57件、高齢者に関するものが50件、女性に関するものが42件となっている。

このほか、性同一性障害に関するものが6件、性的指向に関するものが5件ある。

(注9) 平成13年から実施している現行の統計報告要領において、過去最高となる。

3 その他特徴的な新規救済手続開始件数の動向

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件(図12)は1,909件(対前年比10.0%増加)で、前年に引き続き過去最高^(注10)となった(詳細は別添6)。

(注10) 平成13年から実施している現行の統計報告要領において、過去最高になる。

なお、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、統計報告要領で定められた区分とは異なる区分で事件を集計している。

4 添付資料

- (1) 平成28年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例(別添1)
- (2) 「人権侵犯事件」統計資料(平成28年)(別添2)
- (3) 「女性の人権ホットライン」統計資料(別添3)
- (4) 「子どもの人権110番」統計資料(別添4)
- (5) 「インターネット人権相談」統計資料(別添5)
- (6) 特集「インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について」(別添6)
- (7) 特集「いわゆるヘイトスピーチに関する人権侵犯事件について」(別添7)

図1

人権侵犯事件の新規開始件数の推移

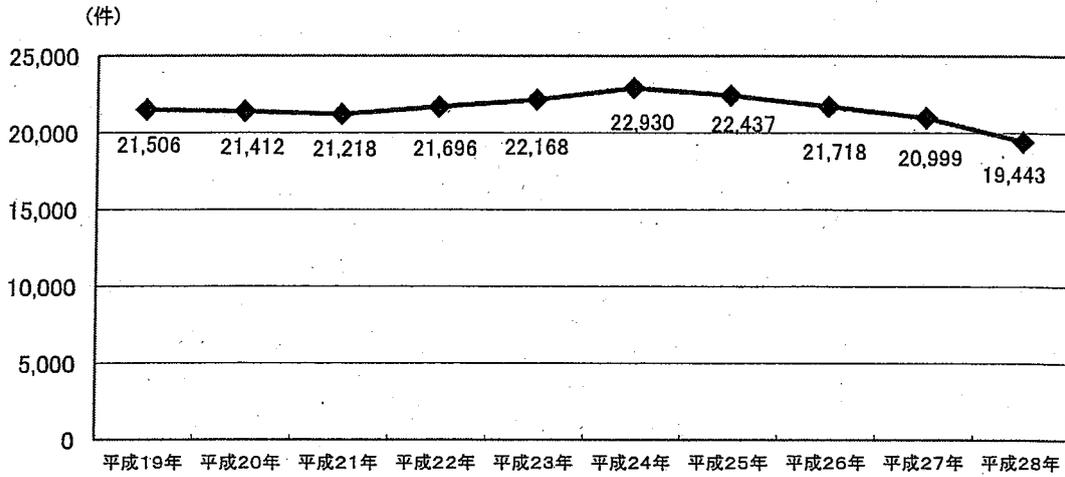


図2

人権侵犯事件の処理件数の推移

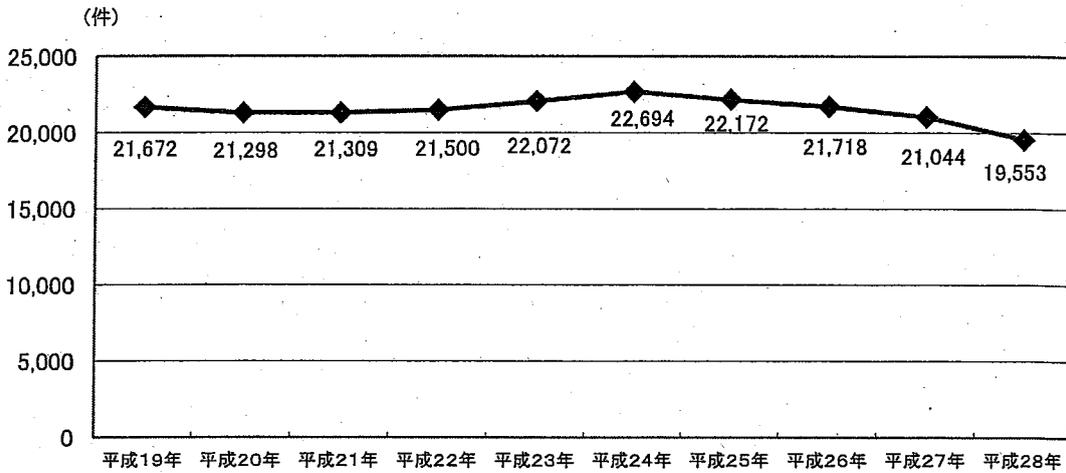
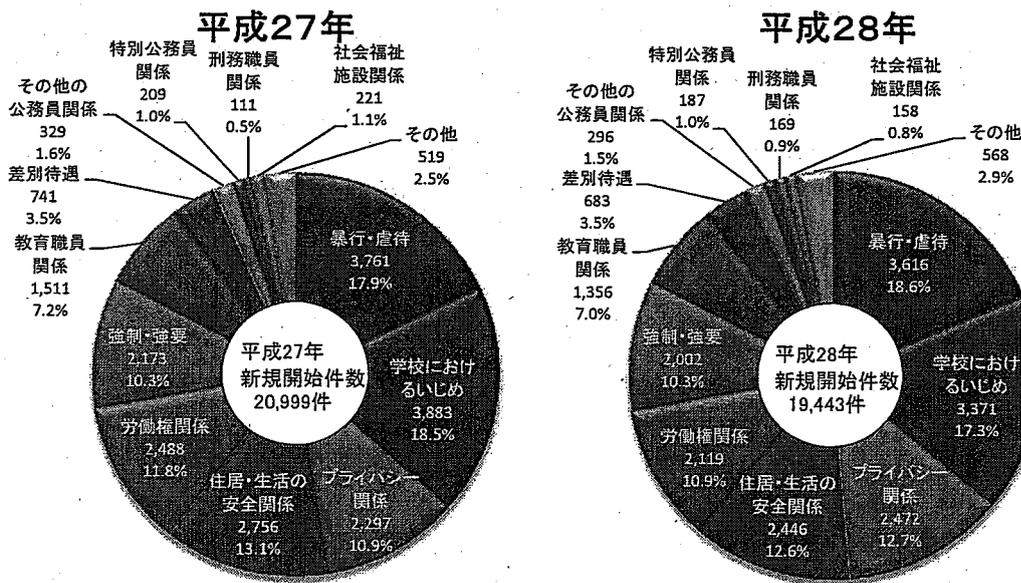
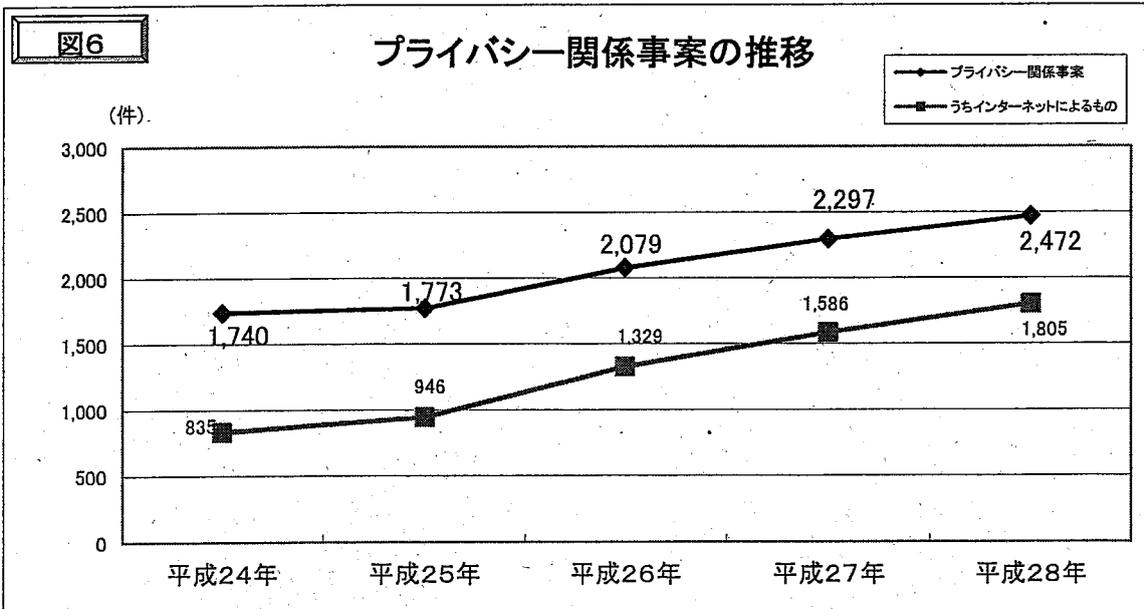
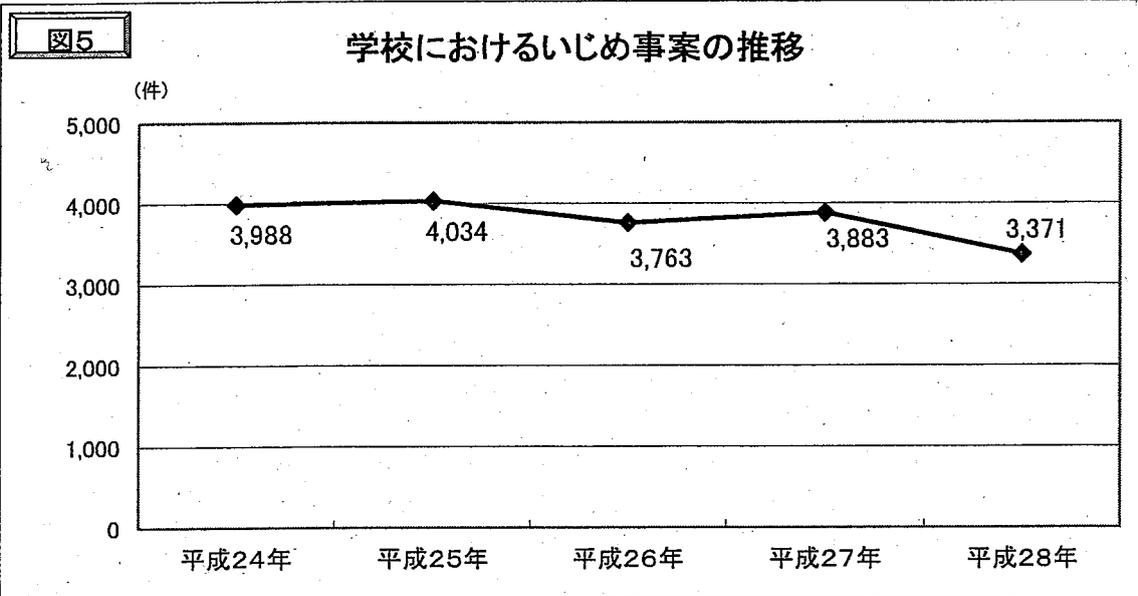
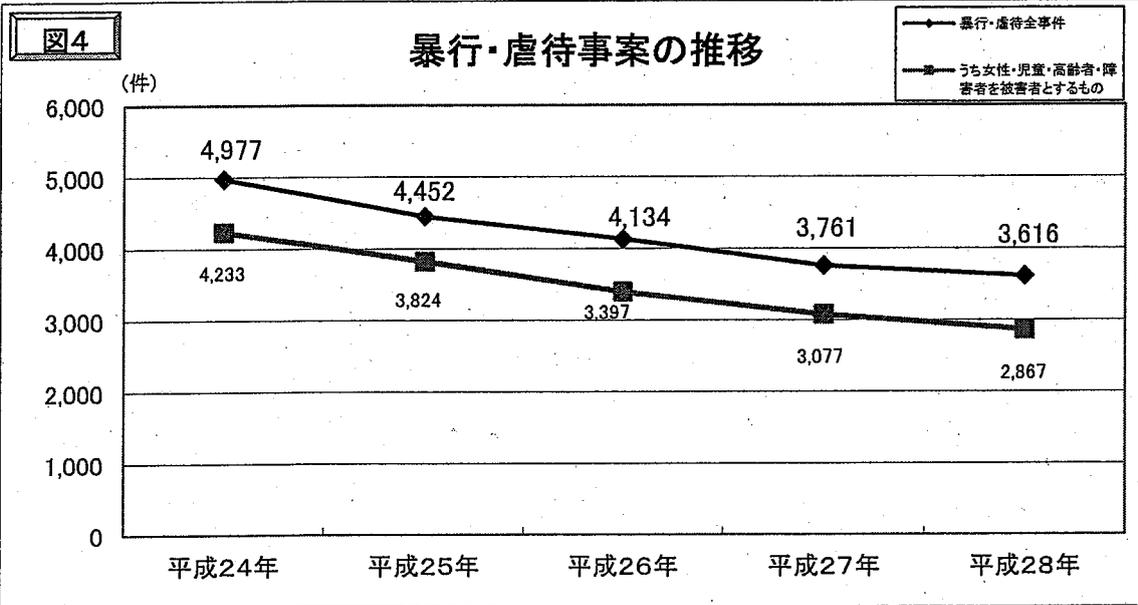


図3

人権侵犯事件の種類別構成比の比較





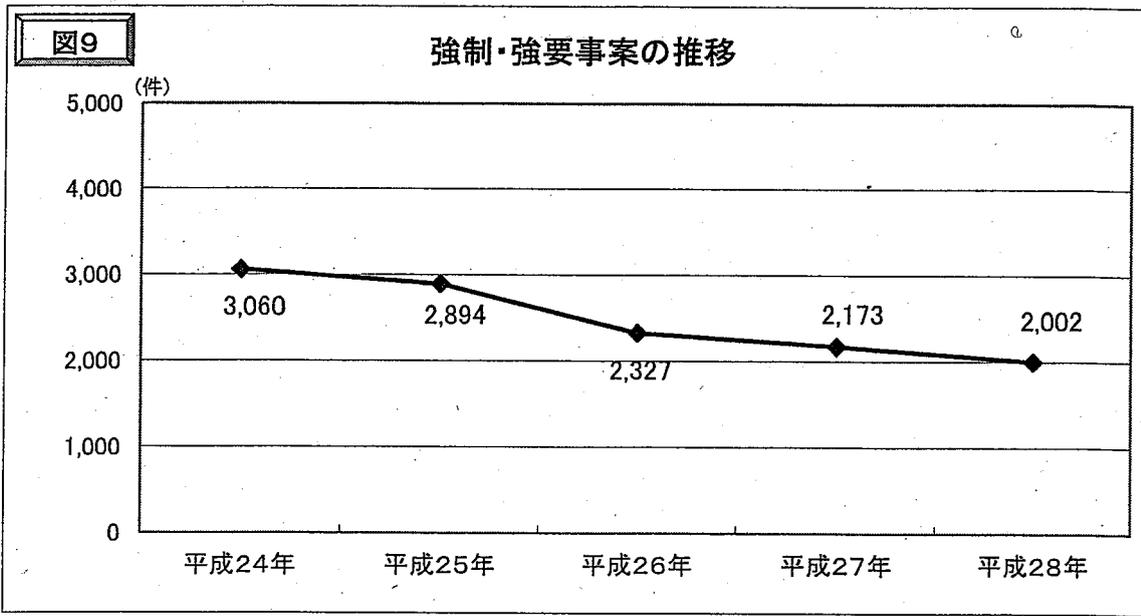
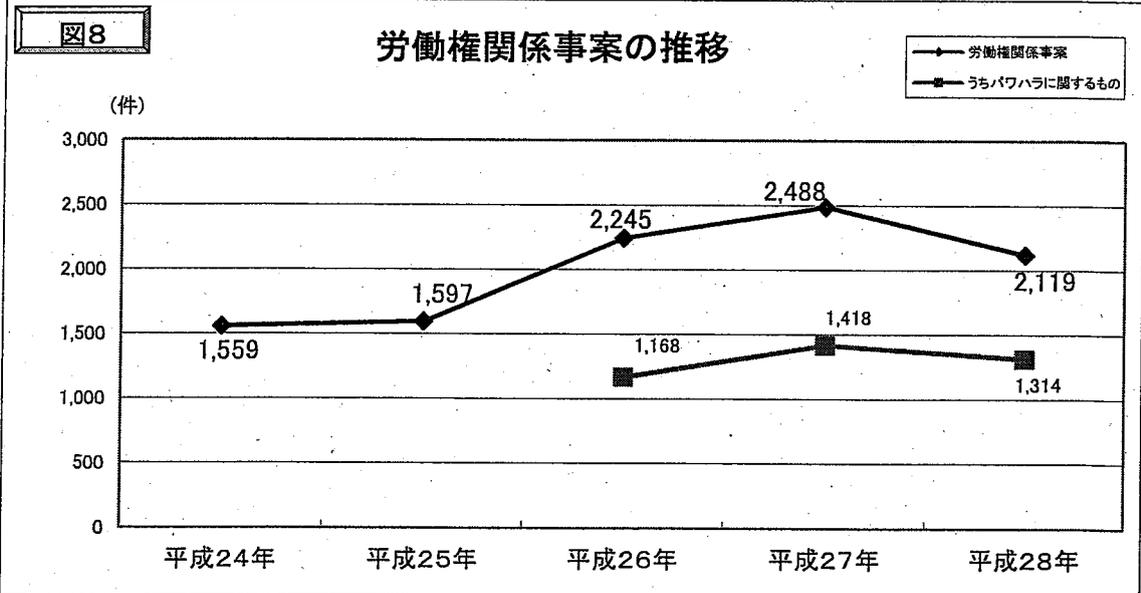
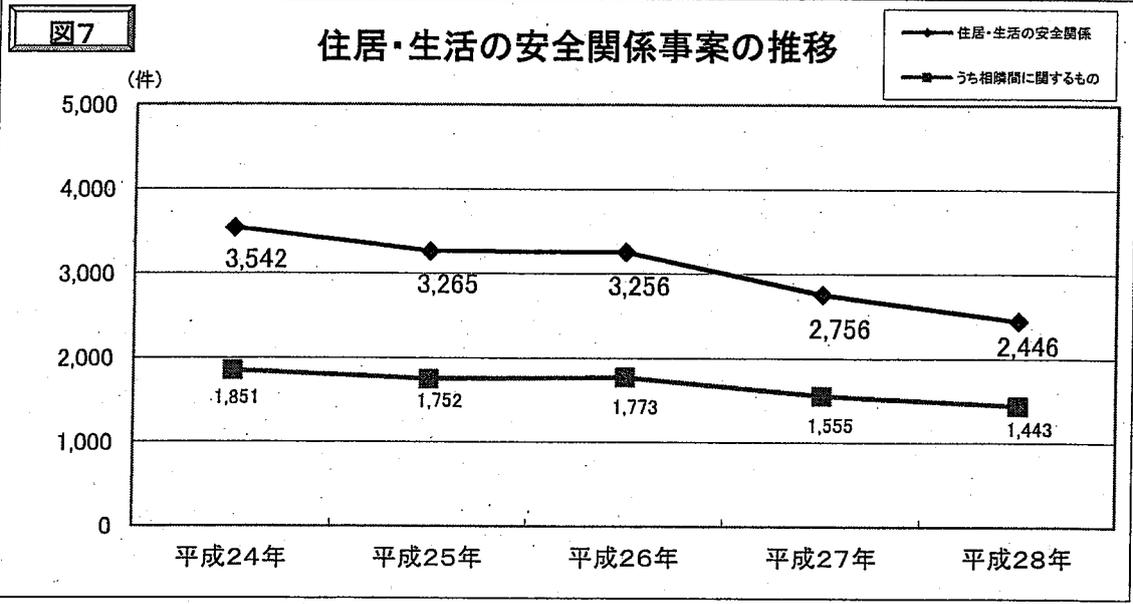


図10

教育職員関係事案の推移

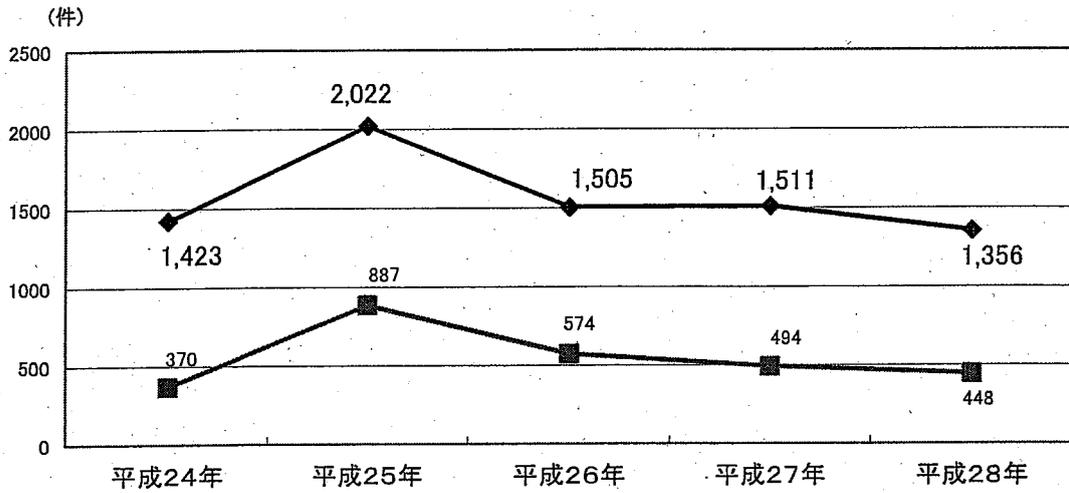


図11

差別待遇事案の推移

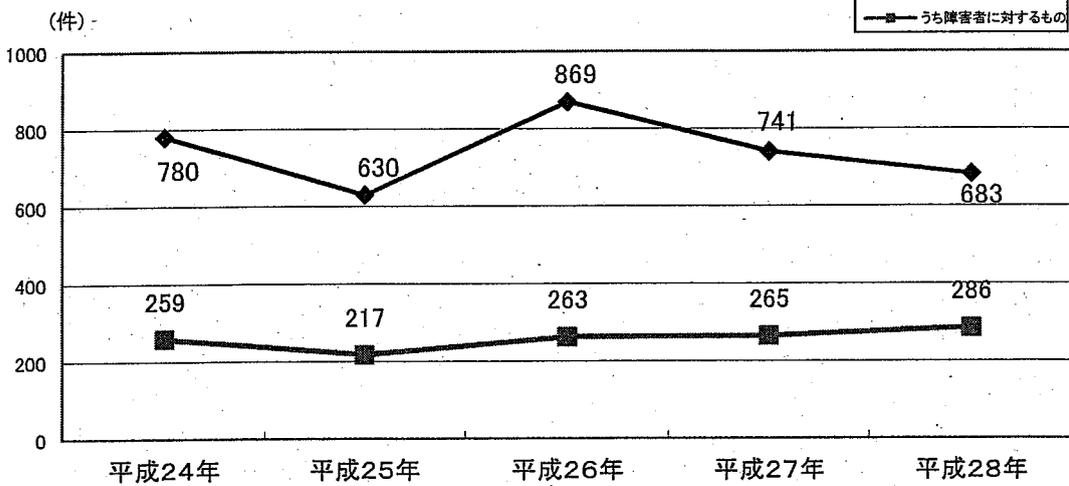


図12

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の推移

